



第5章 歴史文化資産の保存・活用

第1節 保存・活用の将来像

第2章・第3章に示したとおり、本市には様々な歴史文化資産があり、13項目の歴史文化の特性を持ちます。こうした本市の多彩な歴史文化資産の活用は、第5次沼津市総合計画（以下、総合計画）で位置付ける「地域の宝を活かすまち」や、沼津市教育基本構想で位置付ける「地域が学びを育て、学びが地域を育てるまちの推進」とも深く関わるものです。

本市の誇る歴史文化資産が、「地域の宝」として「まちづくり」に活かされるためには、市民が一体となって歴史文化資産を守り活かすとともに、その価値が市内外に知られ、市民や本市への訪問者が本市の歴史文化を楽しみながら体感できるような仕組みづくりが必要となります。

そこで、本計画では、総合計画に基づく「地域の宝（歴史文化資産）を活かしたまちづくり」を基本理念のもと、次の4項目を基本方針として設定し、取り組んでいきます。

- 「基本方針1 歴史文化資産を把握する [調査]」
- 「基本方針2 歴史文化資産を守る [保存]」
- 「基本方針3 歴史文化資産を磨く [活用]」
- 「基本方針4 地域総がかりで取り組む [連携]」

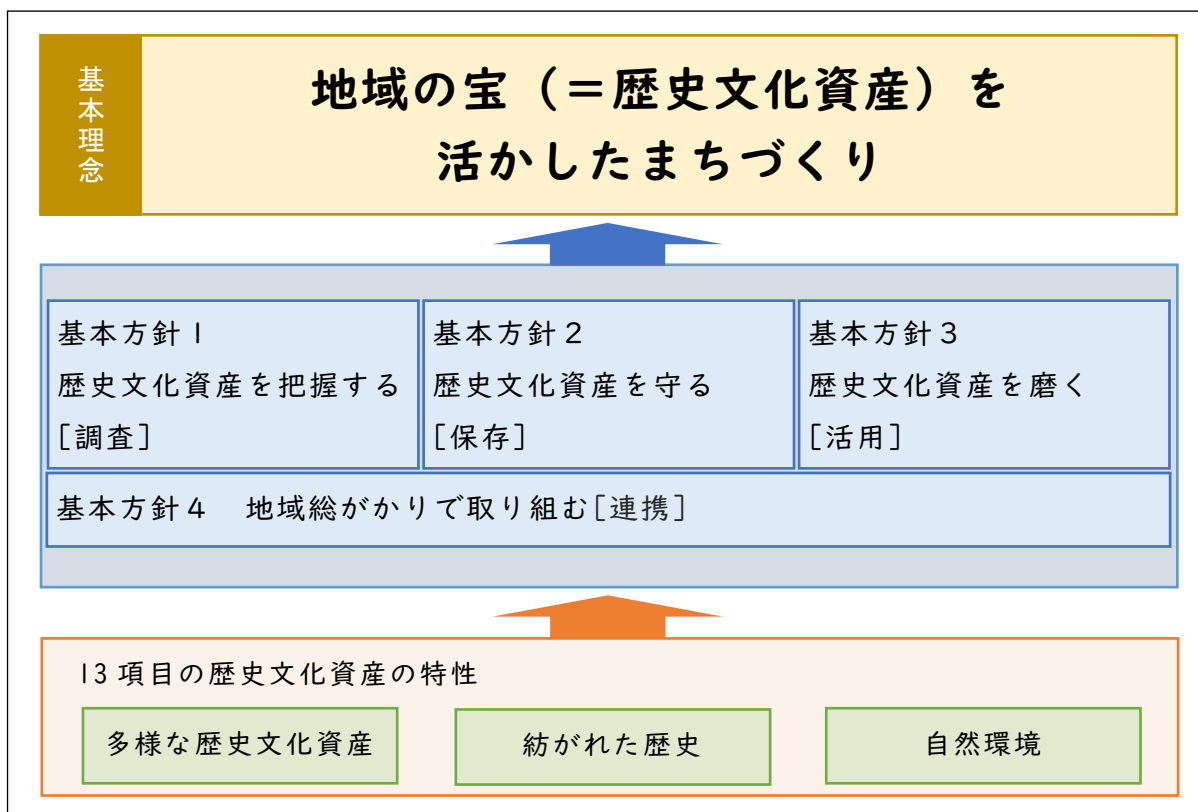


図31 計画の基本理念と方針



第2節 保存・活用の現状と課題

本市の歴史文化資産を取り巻く現状と課題は様々なものがあります。ここでは、前節で示した基本方針ごとに現状と課題についてまとめます。なお、防災・防犯に関することは第7章でより詳細に触れます。

I 歴史文化資産を把握する[調査]

本市の歴史文化資産は、市史編纂^{へんさん}や各博物館などにより把握調査が行われてきましたが、全体像の把握に至っていないものがあります。また、詳細調査による学術的な評価が不十分なものや、価値が解明されないまま解体・処分の危機を迎えているものがあります。このほか、現状の所在や保存状況を掴みきれていない歴史文化資産もあります。

(1) 歴史文化資産の全体像把握（把握調査）

- A：建造物は近現代建造物の分野で把握調査が不十分です。文化的景観、伝統的建造物群は全市的に全体像の把握に至っていません。「未調査の石造物」については地区により把握状況に差が生じています。（第4章の再掲）
- B：埋蔵文化財包蔵地^{とくさ}については、踏査^{とくさ}や試掘調査を通して適切な把握に努めていますが、南部地域などで把握が十分に行われていない地域があります。（第4章の再掲）
- C：大学や民間団体などにより本市の歴史文化に関する学術研究などが進んでいますが、その成果を市では十分に把握できていません。
- D：毎年、条例等で定められた保管期限を過ぎて廃棄される行政文書の中には、本市の行政史に重要な公文書も含まれている可能性があります。

(2) 歴史文化資産の価値付け（詳細調査）

- A：把握調査を通して、地域の歴史文化の理解に不可欠なものとして位置付けられるものの、詳細調査による学術的な評価が不十分な歴史文化資産があります。
- B：近現代建造物や墓石^{ぼせき}などの「未調査の石造物」は、老朽化や相続などの問題から、その歴史文化的な価値が解明されないまま解体・処分の危機を迎えている歴史文化資産について十分な調査ができていません。

(3) 歴史文化資産の現状確認（現状調査）

- A：指定文化財を将来にわたって保存・活用するためには、定期的な現状把握と、所有者との連携体制の構築が不可欠ですが、現状では、連携が十分にとれていない所有者がおり、現状を掴みきれていないものがあります。
- B：過去に把握調査や詳細調査を実施した歴史文化資産の中には、調査終了から時間



が経過しており、その所在の再確認や保存状況の把握に至っていないものがあります。(第4章の再掲)

2 歴史文化資産を守る[保存]

歴史文化資産を守っていくためには適切な保存措置が必要ですが、歴史文化資産の特性によって抱えている課題が異なります。例えば、重要であることが指摘されながらも、指定による保護に至っていない歴史文化資産や、価値に気づかれずに失われてしまう歴史文化資産があります。また、大規模な自然災害が発生した際は、文化財にも被害が及ぶ可能性は否定できません。指定等文化財を中心に防災・防犯対策を行ってきましたが、不十分なものもあります。

(1) 個々の歴史文化資産の特性に応じた保存・管理

- A：把握調査や詳細調査により、重要であることが指摘されながらも、指定等による保護に至っていない歴史文化資産があります。
- B：文化財保存活用計画が未策定であるため、将来にわたっての保存に対する考えが関係者間で共有されていない歴史文化資産があります。
- C：民間所有の指定等文化財の中には、計画的な修理に至っていないものがあります。
- D：面的な広がりを持つ記念物の中には、十分な管理が行えていないものがあります。
- E：記念物をはじめ歴史文化資産への自然災害による被害を確認するための対応が不足しています。
- F：市が寄贈を受けた考古資料の中には、適切な保存処理が不足しているものがあります。
- G：廃棄予定の行政文書の中には、歴史的価値があるにもかかわらず見過ごされているものがあります。
- H：動物・植物・地質鉱物をはじめ、行政に専門家がない分野については、所有者に対する適切な保存・管理についての助言が十分にできていません。
- I：民間や公共事業に伴う開発が、今後も埋蔵文化財包蔵地へ影響を及ぼす可能性はさけられません。また、大規模事業や開発件数が増加した場合、現在の体制では、記録保存のための本発掘調査に対応しきれなくなる可能性があります。
- J：有形文化財や有形の民俗文化財などは、価値に気づかれずに失われてしまうことが危惧されます。

(2) 防災・防犯対策の充実

- A：本市では、過去に大規模な火災により歴史文化資産が失われたことがあります、その記憶が忘れられ、防火意識が低下しています。
- B：災害や盗難から守るための対策が十分に取られていない歴史文化資産があります。



- C：大規模災害発生時は、市職員は人命保護やインフラ復旧対応を優先するため、歴史文化資産の被害状況の確認や救済活動に応じきれない可能性があります。

3 歴史文化資産を磨く〔活用〕

歴史文化資産の効果的な活用のためには、各歴史文化資産の適切な整備などが大切です。そのうえで、地域住民、観光客など対象となる人に応じて伝え、魅力を発信する工夫が不足しています。特に次世代を担うこども（児童・生徒）への活用促進が課題です。

（1）活用のための整備

- A：史跡などの整備が不十分あるいは未整備のため、訪問者にその価値を十分に伝えきれていない歴史文化資産があります。
- B：歴史文化資産への訪問者に対し、現地の説明看板や伝えるためのコンテンツが不足し、その価値を十分に伝えきれていません。
- C：近年、伊豆半島では自転車を利用した周遊が増加していますが、自転車を利用した歴史文化資産の周遊に対する環境づくりが不十分です。
- D：過去の整備事業などで歴史文化資産に設置した説明看板や便益施設の中には、経年劣化や老朽化が進むものの更新が十分にできていないものがあります。

（2）活用のための拠点づくり

- A：市民からの総合博物館の要望や、博物館などの老朽化の問題がある中、市内の博物館などの将来的な在り方を市民に示せていません。

（3）主に地域住民に対する活用促進

- A：地域住民の歴史文化資産に対する学習の場が不足しています。
- B：地域住民が地元の歴史文化資産を知る機会が不足しています。
- C：展示や講演会などは博物館などで行われることが多く、住民が歴史文化資産に触れる場が不足しています。
- D：歴史文化資産に関わる展示図録などの刊行や情報発信に取り組んできましたが、本市の歴史文化資産の魅力を十分に伝えきれていません。

（4）主に観光客に対する活用促進

- A：沼津御用邸記念公園（旧沼津御用邸苑地）や興国寺城跡などの、特定の歴史文化資産は観光にも活用されていますが、周辺の歴史文化資産の多くは観光資源として十分に活かしきれていません。
- B：市や所有者、民間団体が行う歴史文化関連イベントが、市外の人に十分に知られ



ていません。

C：歴史文化資産を活かした関連商品は多くありません。

(5) こども向けの活用促進

A：こども向けの歴史文化資産の学習の場が不足しています。

B：学校の総合学習において、教職員が歴史文化資産を授業に取り入れやすくするための情報提供が十分にできていません。

4 地域総がかりで取り組む[連携]

歴史文化資産の保存・活用のためには、様々な機関との連携を強化して、総がかりで取り組むことが必要です。ここでは、連携強化を図るパートナーごとに現状と課題を示します。

(1) 地域住民との連携強化

A：歴史文化資産の保存・活用に関して、行政の力だけでは十分に対応しきれないものがあります。

(2) 関係団体などとの連携強化

A：歴史文化資産の観光活用に際し、商工・観光関係者との連携が不十分です。

B：市域の歴史文化資産の研究を行い、専門的な知識を有する地域の関係団体との連携が不十分です。

(3) 専門家・市外の博物館・他自治体との連携強化

A：歴史文化資産の調査や保存・管理、活用イベントの開催において、専門家の力を歴史文化資産の保存・活用に活かす取組が不足しています。

B：市外の博物館には沼津に縁^{ゆかり}のある歴史文化資産がありますが、市民が知る機会が不足しています。

C：市内の歴史文化資産の中には近隣市町との関連性が高いものがありますが、これまでは、自治体単位での保存・活用の取組がほとんどで、総体としての保存・活用が不足しています。

(4) 市内連携強化・推進体制強化

A：本市の博物館などは専門性が高いため、企画展示などにおいて、十分な連携が図られていません。

B：他部局が行っているイベントには歴史文化資産と関わるものがあり、文化財担当部局が行っているイベントにも、他部局が得意とする分野に関わるものがあります



が、相乗効果を高める取組が不十分です。

- C：他部局が行っている歴史文化資産に関わる情報発信に対して、協力が不十分です。
- D：推進体制の強化には職員のスキルアップが求められますが、歴史文化資産に関する知識に加え、法令、補助制度、デジタル技術など習得すべき知識が多岐にわたるため、独学での習得が難しくなっています。

第3節 保存・活用の方針

本計画の基本理念である「地域の宝を活かしたまちづくり」を実現するため、歴史文化資産を取り巻く課題に対し、四つの基本方針に基づき、次のとおり実施方針を定めます。

1 歴史文化資産を把握する[調査]

把握調査・詳細調査・現状調査のそれぞれの課題に応じて、以下のとおり調査を行っていきます。

(1) 歴史文化資産の全体像把握（把握調査）

- A：文化財まちあるきマップ作成のための調査を通じて、把握調査が不足している歴史文化資産の全体像の把握に努めます。
- B：計画的な踏査などにより埋蔵文化財包蔵地の範囲及び内容の適切な把握に努めます。
- C：本市の歴史文化に関する学術的な成果を示す資料を継続して収集します。
- D：保管期限が満了した行政文書の歴史的価値の有無の確認を進めます。

(2) 歴史文化資産の価値付け（詳細調査）

- A：文化財保護審議会の意見をもとに、計画的な詳細調査を進めます。
- B：滅失の危機にあると判断される近現代建造物、石造物については、優先的に詳細調査を進めます。

(3) 歴史文化資産の現状確認（現状調査）

- A：指定文化財所有者との連絡体制を整え、定期的な現状把握を図ります。
- B：既往調査で把握した歴史文化資産の所在確認と保存状況の把握を進めます。

2 歴史文化資産を守る[保存]

歴史文化資産の特性に応じて個々に適切な措置を進めることとします。例えば、指定等の措置、文化財保存活用計画の策定などを進めます。また防災・防犯対策を講じ、



災害発生時に備えた連携を強化します。

(1) 個々の歴史文化資産の特性に応じた保存・管理

- A：文化財保護審議会の意見をもとに、計画的な市指定や、国に文化財登録原簿への登録を提案します。より重要性が指摘されるものは、国や県にもその取り扱いについて助言を求めます。登録にあたっては、所有者の支援を行います。
- B：重点的な保存・活用の取組を予定する歴史文化資産について、文化財保存活用計画の作成を進めます。
- C：指定等文化財所有者との協議により、国や県、市などの補助制度等を利用した計画的な修理事業の実施を促します。
- D：面的な広がりを持つ記念物を将来的に保存するために、地元の力を活かすことで日常の管理体制を強化します。所有者と協議により公有地化を図り、指定範囲の保存を図ります。
- E：台風や大雨時の現地確認に加え、地域住民と協力しながら記念物の現状を定期的に確認します。
- F：金属製品などの脆弱^{ぜいじやく}な考古資料を中心に保存処理を行い、将来的な保存につなげます。
- G：調査を通して、歴史的価値が認められた行政文書については、歴史的な資料として残していきます。
- H：指定樹木などは専門家による定期観察を進めます。
- I：埋蔵文化財の保護において、必要な手続きについて周知し、開発が埋蔵文化財へ及ぼす影響を極力抑えるよう開発事業者の理解を求め、開発による影響が避けられない埋蔵文化財については、記録保存を図ります。記録保存の実施にあたっては、民間導入による効率化も図ります。
- J：価値に気づかれずに失われてしまうことが危惧される歴史文化資産は、市による積極的な保存を図ります。

(2) 防災・防犯対策の充実

- A：建造物などの歴史文化資産の所有者及び関係者の防火意識の向上を図ります。
- B：歴史文化資産に対する防災・防犯意識、対策の強化を促すとともに、所有者が対応しきれない歴史文化資産は、市への寄託を促します。
- C：災害時に国や県をはじめとする域外からの支援が得られるよう日頃から連携を強化し、発災時には、必要な支援を求め歴史文化資産の被害状況の確認や救済活動を行います。



3 歴史文化資産を磨く〔活用〕

歴史文化資産の活用のため、歴史文化資産の整備などを以下のように行います。また、地域住民、観光客、こどもに対して、対象ごとの適切な取組を図っていきます。

(1) 活用のための整備

- A：本市において中核となる歴史文化資産から優先して整備事業を進めていきます。
- B：現地への訪問者の多様なニーズに対応できるよう、様々なコンテンツで歴史文化資産の価値を伝えていきます。
- C：自転車で歴史文化資産を周遊しやすい環境を整備します。
- D：史跡などに整備した工作物の修理・再設置・撤去を進めます。

(2) 活用のための拠点づくり

- A：市内の博物館などの将来の在り方を検討していきます。

(3) 主に地域住民に対する活用促進

- A：地域住民が歴史文化資産を学習する場を提供します。
- B：地域住民が地元の歴史文化について、地元で学び・触れる機会を提供します。
- C：市立図書館の展示フロア・講座室や、地区センターなども積極的に使用します。
- D：歴史文化資産の新たな魅力を伝えるため、テーマ別のパンフレットの作成や多角的な情報発信を行っていきます。

(4) 主に観光客に対する活用促進

- A：歴史文化資産を周遊する仕組みづくりを行っていきます。
- B：広報誌やHP、SNSなど、様々な媒体を使用した情報の発信力強化に努めます。
- C：観光・商工団体や地域と協力して歴史文化資産に関連する商品の拡充に努めます。

(5) こども向けの活用促進

- A：学校と連携したこども向け歴史文化学習の機会提供の拡充を図ります。
- B：教職員が歴史文化資産を教材に取り入れやすくするよう環境を整備します。



4 地域絵がかりで取り組む[連携]

パートナーごとに以下のように連携の強化を行います。

(1) 地域住民との連携強化

- A：特に記念物などの維持管理業務や運営業務、その他の様々な保存・活用について、地元の団体などとの連携を強化し、協働の拡充を図ります。

(2) 関係団体との連携強化

- A：商工・観光団体と連携を図る機会を設け、商工・観光団体の力を歴史文化資産の保存・活用に活かします。
- B：市域の歴史文化資産を研究する市内外の研究団体の研究成果を歴史文化資産の保存・活用に取り入れます。

(3) 専門家・市外の博物館・他市町との連携強化

- A：専門家との連携体制を構築し、それぞれの専門性を保存・活用に結び付ける取組を推進します。
- B：沼津に縁があり現在市外の博物館などに寄託・収蔵されている歴史文化資産について、博物館などとの連携した活用を図ります。
- C：県や他市町と連携した保存・活用を推進します。

(4) 庁内連携強化・推進体制強化

- A：博物館などが、その専門性を活かし連携した展示の実施に努めます。
- B：庁内関係部局と連携したイベントを開催し、歴史文化の新たな魅力を伝えます。
- C：庁内関係部局が行う情報発信への協力を強化します。
- D：研修などを通して、文化財行政職員のスキルアップに取り組めます。



第4節 保存・活用の措置

第3節で整理した方針にもとづき、次のとおり保存・活用の措置を実施します。

1 歴史文化資産を把握する〔調査〕

番号 (種別)	措置項目	措置内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
(1) 歴史文化資産の全体像把握（把握調査）												
01 (継続)	A	文化財まちあるきマップ作成のための調査	毎年 →								文/地/ 関	市
02 (継続)	B	埋蔵文化財包蔵地の把握調査	毎年 →								文	特市
03 (継続)	C	関連資料の収集	毎年 →								文/博/ 図	市
04 (継続)	D	行政廃棄文書の調査	毎年 →								文	市
(2) 歴史文化資産の価値付け（詳細調査）												
05 (継続)	A	歴史文化資産の詳細調査	随時 →								文/専	市
06 (新規)	B	近現代建造物・石造物の詳細調査	随時 →								文/芸/ 所/ 専/関	市
(3) 歴史文化資産の現状確認（現状調査）												
07 (継続)	A	指定文化財の所在・状態等確認調査	毎年 →								文/所	市
08 (新規)	B	歴史文化資産の所在確認調査	随時 →								文/所	市

凡例

【種別】 新規：新規の措置 継続：継続の措置

【実施主体】 文：文化振興課（文化財担当）、芸：文化財振興課（芸術文化担当）、博：文化振興課（博物館等）、図：市立図書館、地：地域住民、所：文化財所有者・管理者、専：専門家、関：関係団体

【財源】 市：市単費 特：特定財源（国・県補助金など）

【実施期間】 毎年：毎年実施 随時：必要に応じて期間中に複数回実施



2 歴史文化資産を守る〔保存〕

番号 (種別)	措置項目	措置内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
(1) 個々の歴史文化資産の特性に応じた保存・管理												
09 (継続)	文化財保護審議会の開催	指定による保存・活用が必要とされるものについて検討し、計画的な市指定を推進する。	毎年	→							文	市
10 (継続)	A 文化財登録原簿への登録の提案	国の登録制度による保存・活用が妥当と判断されるものについては、国に文化財登録原簿への登録を提案する。	随時	→							文	市
11 (継続)	未指定文化財の保存検討	重要性が指摘される歴史文化資産について、国や県にも助言を求める。	随時	→							文	市
12 (新規)	国登録文化財の登録などの支援	国登録へ向けた所有者支援や登録後の諸支援を行う。	随時	→							文	市
13 (新規)	B 指定等文化財の文化財保存活用計画の策定	重要な指定等文化財について文化財保存活用計画を策定する。		→							文/専	市
14 (継続)	指定等文化財の修理などの促進	指定等文化財の修理などについて、所有者と協議し、計画的な修理事業の実施を促す。	随時	→							文/所	特市
15 (継続)	C 指定等文化財の修理などの補助等	指定等文化財の修理などに対して、国や県、市などの補助制度等の活用について助言する。市指定文化財については、必要な補助を行う。	随時	→							文/所	市
16 (継続)	D 地元と連携した記念物の保存・管理体制の構築と実施	地元の団体などと連携、協働した記念物の管理体制を構築し、実施していく。	毎年	→							文/地	市
17 (継続)	史跡の公有地化	関係者と史跡指定範囲の公有地化について協議を行う。		→							文/所	特市
18 (継続)	E 記念物などのパトロール	記念物などのパトロールや地域住民からの情報提供を受ける体制を整える。	毎年	→							文	市
19 (継続)	F 考古資料などの保存処理	古墳出土の金属遺物をはじめとした脆弱な考古資料などの保存処理を実施する。	随時	→							文	特市
20 (継続)	G 歴史的行政文書の保管	保管期限が経過した行政文書を調査した結果、歴史的価値を有するものは、歴史資料として保管する。	毎年	→							文	市
21 (継続)	H 樹木医による定期的な現状確認	樹木医による定期的な現状確認を行い、指導に基づく必要な措置の実施、所有者への助言を行う。	随時	→							文/地	市
22 (継続)	I 埋蔵文化財保護のための周知・調整	民間開発や公共事業に際して、所有者・事業者と調整を行う。	随時	→							文/所	市
23 (継続)	I 記録保存のための発掘調査	現状保存ができない場合、調査体制を整え、発掘調査を実施する。	随時	→							文	市
24 (継続)	J 有形文化財・有形の民俗文化財などの収集・保存	有形文化財（古文書など、写真や映像も含めて）や有形の民俗文化財などの歴史文化資産を収集（使用方法なども含めて）し、適切な保存を図る。	随時	→							文/博	特市
25 (新規)	未調査の石造物などの記録保存	解体処分の危機にある未調査の石造物や建造物の記録保存を行う。	随時	→							文/専	市
(2) 防災・防犯対策の充実												
26 (継続)	A 防火訓練などの実施	文化財防火デーに大瀬崎のビヤクシン樹林などで防火訓練を実施するほか、その他の歴史文化資産での実施も検討する。	毎年	→							文/所/ 地	市



第5章 歴史文化資産の保存・活用

番号 (種別)	措置項目	措置内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
27 (継続)	防火施設整備促進	放水銃・消火栓などの防火設備の点検・設置・更新、耐火収蔵庫などの設置に対する助言・指導、支援を行う。	→								文/所	特市
28 (継続)	B 歴史文化資産の防災・防犯強化	所有者に防災補助制度・設備更新の案内や周知、支援を行う。	→ 随時								文/所	特市
29 (継続)	歴史文化資産の受入	所有者の十分な管理が難しい歴史文化資産については、市内の博物館などで受入れる。	→ 随時								文/博	市
30 (新規)	C 被災文化財の救済・防災関係団体との連携強化	静岡県文化財等救済ネットワークや静岡県ヘリテージセンター、文化財防災センターと連携を強化する。	→								文/博	市
31 (新規)	災害発災時の被災文化財状況確認、被災文化財の救済	大規模な災害が発生した場合は、県などと情報共有を図りながら、情報収集や被災文化財の救済に取り組む。	→ 随時								文/関	市

凡例

【種別】 新規：新規の措置 継続：継続の措置

【実地主体】 文：文化振興課（文化財担当）、博：文化振興課（博物館等）、地：地域住民、所：文化財所有者・管理者、専：専門家、関：関係団体

【財源】 市：市単費 特：特定財源（国・県補助金など）

【実施期間】 毎年：毎年実施 随時：必要に応じて期間中に複数回実施 未記載：期間中に実施



3 歴史文化資産を磨く〔活用〕

番号 (種別)	措置項目	措置内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
(1) 活用のための整備												
32 (継続)	興国寺城跡の整備	興国寺城跡の整備計画を作成し、計画的に整備を実施する。	→								文	特市
33 (継続)	旧沼津御用邸苑地の整備	作成した整備計画に基づき、旧沼津御用邸苑地の計画的な整備を進める。	→								緑/文	特市
34 (新規)	高尾山古墳の保存・活用整備	保存・活用のための整備を実施する。	→								文	市
35 (継続)	大瀬崎のビャクシン樹林の整備	作成した保存活用計画に基づき、計画的な整備を実施する。	→								文/所	特市
36 (継続)	説明看板の設置・更新	未設置の歴史文化資産の説明看板の設置・既設看板の更新を行っていく。	→								文	市
37 (継続)	解説動画の作成・公開	歴史文化資産の現地解説動画を作成し、インターネットなどで公開する。	→								文	市
38 (継続)	自転車置場の設置	自転車置場を設置するなど、自転車でも周遊しやすい環境を整備する。	→								文	市
39 (継続)	工作物・便益施設などの再整備	史跡などに整備した工作物の状況確認を行い、劣化の進むものは修理・再設置・撤去を計画的に行う。	→								文	市
(2) 活用のための拠点づくり												
40 (新規)	A 将来の市博物館などの在り方の検討	博物館などの将来の在り方について、検討する。	→								文/博	市
(3) 主に地域住民に対する活用促進												
41 (継続)	展示の実施	博物館などで展示を実施する。展示に際し、図録などを作成する。	→								文/博	市
42 (継続)	A 講座の開催	博物館などでの講座や、出前講座を開催する。	→								文/博/生/専	市
43 (継続)	A 文化財めぐり	住民が市内を巡りながら歴史文化資産を学習するイベントを開催する。	→								文/博	市
44 (継続)	A 通信誌の発行	各博物館などで通信誌(たより)を定期的に発行する。	→								文/博	市
45 (継続)	B 文化財まちあるきマップの作成・公開	地域毎に文化財まちあるきマップを作成・頒布し、ネット公開などを行う。	→								文/地	市
46 (継続)	B 文化財まちあるきマップの活用	ウォーキングなど文化財まちあるきマップを活用したイベントを開催する。	→								文/地	市
47 (継続)	B 地域の企画展示	地域のことを知る企画展示を開催する。	→								文/博	市
48 (継続)	B 埋蔵文化財調査現地説明会の開催	埋蔵文化財発掘調査の現地説明会や調査報告会を開催する。	→								文	市
49 (新規)	B 未公開の歴史文化資産の活用	所蔵者や寄託先と協力して、実物の公開・紹介誌の作成、HPでの公開・動画作成を行う。	→								文/所	市
50 (継続)	C 他施設を利用した歴史文化資産の展示	市立図書館の展示フロアや講座室、地区センターを利用し、博物館など以外での歴史文化資産の展示・イベントを開催する。	→								文/博	市
43再 (継続)	C 文化財めぐり	住民が市内を巡りながら歴史文化資産を学習するイベントを開催する。	→								文/博	市
46再 (継続)	C 文化財まちあるきマップの活用	ウォーキングなど文化財まちあるきマップを活用したイベントを開催する。	→								文/地	市

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
資料集



第5章 歴史文化資産の保存・活用

番号 (種別)	措置項目	措置内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
49 再 (新規)	未公開の歴史文化資産の活用	所蔵者や寄託先と協力して、実物の公開・紹介誌の作成、HPでの公開・動画作成を行う。	→								文/所	市
51 (新規)	ガイドブック・マップなどの作成・公開	歴史文化資産を解説するガイドブックやテーマ別の歴史文化資産マップなどを作成・頒布し、HPなどで公開する。	→ 随時								文	市
52 (継続)	D 広報紙やHP、SNSなどでの情報発信	関連部局と連携して歴史文化資産、イベント情報を、広報紙やHP、文化振興課及び生涯学習課のSNSを活用して発信していく。	→ 随時								文/博/広/観/生	市
(4) 主に観光客に対する活用促進												
53 (継続)	A 歴史文化資産の回遊性向上	興国寺城跡などを核とした、周遊モデルコースの提示及び周知のため、パンフレット配布などのPRやアフターコンベンションへの情報提供を行う。	→								文	市
45 再 (継続)	文化財まちあるきマップの作成・公開	地域毎に文化財まちあるきマップを作成・頒布し、ネット公開などを行う。	→ 毎年								文/地	市
52 再 (継続)	B 広報紙やHP、SNSなどでの情報発信	関連部局と連携して歴史文化資産、イベント情報を、広報紙やHP、文化振興課及び生涯学習課のSNSを通じて発信していく。	→ 随時								文/博/広/観/生	市
54 (新規)	C 歴史文化資産関連商品の拡充	商工会や観光協会、地域住民と、観光客を呼び込む歴史文化資産に関わる商品の拡充に取り組む。	→								文/関/所/地	市
(5) こども向けの活用促進												
55 (継続)	A 歴史文化資産体験イベントの開催	こども文化財めぐりや長浜城跡などを活用し、歴史だけでなく多面的学習が可能なイベントを開催する。	→ 随時								文	市
56 (継続)	A 学校向け歴史文化資産コンテンツ紹介の整備	対象年齢も考慮しながら、歴史文化資産に関連する写真や図、解説動画をデジタルコンテンツとして提供する。	→ 随時								文/所	市
57 (新規)	B 教職員向けの歴史文化資産講座の実施	異動直後の教職員などを対象とした、地域(学区)ごとの歴史文化資産の講座を実施する。	→ 随時								文/学	市
58 (継続)	B 体験授業受入れ・体験用具の貸出	体験授業の受入れや、体験用具の貸出を学校向けに行う。	→ 随時								文/博/学	市

凡例

【種別】 新規：新規の措置 継続：継続の措置

【実施主体】 文：文化振興課（文化財担当）、博：文化振興課（博物館等）、広：広報課、緑：緑地公園課、観：観光戦略課、生：生涯学習課、学：小中学校、所：文化財所有者・管理者、地：地域住民、専：専門家、関：関係団体

【財源】 市：市単費 特：特定財源（国・県補助金など）



4 地域総がかりで取り組む[連携]

番号 (種別)	措置項目	措置内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
(1) 地域住民との連携強化												
59 (継続)	A	記念物などの維持管理	毎年 →								文/地	市
60 (継続)		歴史文化資産施設の運営	毎年 →								文/地	市
61 (継続)		自治会との連携	随時 →								文/地	市
(2) 関係団体などとの連携強化												
62 (継続)	A	関係団体（商工・観光・生産者）との連携	随時 →								文	市
63 (継続)		ガイド養成支援	随時 →								文/関	市
64 (継続)	B	関係団体（研究会）との連携	随時 →								文/関	市
(3) 専門家・市外の博物館・他自治体との連携強化												
65 (継続)	A	専門家との連携強化	随時 →								文/専	市
66 (継続)		専門家の知見を活かした活用	随時 →								文/専	市
67 (継続)	B	市外博物館などとの連携	随時 →								文/専	市
68 (継続)	C	他自治体との連携	随時 →								文/関/自	市
(4) 庁内連携強化・推進体制強化												
69 (継続)	A	博物館連携展示の実施	随時 →								文/博	市
70 (継続)	B	庁内関係部局連携イベントの開催	随時 →								市役所内	市
71 (継続)	C	庁内関係部局の情報発信支援	随時 →								文/広/図	市
72 (継続)	D	研修への参加	随時 →								文/博	市

凡例

【種別】 継続：継続の措置

【実施主体】 文：文化振興課（文化財担当）、博：文化振興課（博物館等）、広：広報課、図：市立図書館、地：地域住民、専：専門家、関：関係団体、自：関係市町

【財源】 市：市単費

【実施期間】 毎年：毎年実施 随時：必要に応じて期間中に複数回実施

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
資料集



表 24 保存・活用の現状と課題・方針・措置

基本理念 基本方針

現状と課題

地域の宝（歴史文化資産）を活かしたまちづくり

歴史文化資産を把握する「調査」

歴史文化資産を守る「保存」

歴史文化資産の全体像把握

A：建造物は近現代建造物の分野で把握調査が不十分です。文化的景観、伝統的建造物群は全市的に全体像の把握に至っていません。「未調査の石造物」については地区により把握状況に差が生じています。（第4章の再掲）

B：埋蔵文化財包蔵地については、踏査や試掘調査を通して適切な把握に努めていますが、南部地域などで把握が十分に行われていない地域があります。（第4章の再掲）

C：大学や民間団体などにより本市の歴史文化に関する学術研究などが進んでいますが、その成果を市では十分に把握できていません。

D：毎年、条例等で定められた保管期限を過ぎて廃棄される行政文書の中には、本市の行政史に重要な公文書も含まれている可能性があります。

歴史文化資産の価値付け

A：把握調査を通して、地域の歴史文化の理解に不可欠なものとして位置付けられるものの、詳細調査による学術的な評価が不十分な歴史文化資産があります。

B：近現代建造物や墓石などの「未調査の石造物」は、老朽化や相続などの問題から、その歴史文化的な価値が解明されないまま解体・処分の危機を迎えている歴史文化資産について十分な調査ができていません。

歴史文化資産の現状確認

A：指定文化財を将来にわたって保存・活用するためには、定期的な現状把握と、所有者との連携体制の構築が不可欠ですが、現状では、連携が十分にとれていない所有者がおり、現状を掴みきれていないものがあります。

B：過去に把握調査や詳細調査を実施した歴史文化資産の中には、調査終了から時間が経過しており、その所在の再確認や保存状況の把握に至っていないものがあります。（第4章の再掲）

個々の歴史文化資産の特性に応じた保存・管理

A：把握調査や詳細調査により、重要であることが指摘されながらも、指定による保護に至っていない歴史文化資産があります。

B：文化財保存活用計画が未策定であるため、積極的な保存・活用が進んでいない歴史文化資産があります。

C：民間所有の指定等文化財の中には、計画的な修理に至っていないものがあります。

D：面的な広がりを持つ記念物の中には、十分な管理が行えていないものがあります。

E：記念物をはじめ歴史文化資産への自然災害による被害を確認するための対応が不足しています。

F：市が寄贈を受けた考古資料の中には、適切な保存処理が不足しているものがあります。

G：廃棄予定の行政文書の中には、歴史的価値があるにもかかわらず見過ごされているものがあります。

H：動物・植物・地質鉱物をはじめ、行政に専門家がない分野については、所有者に対する適切な保存・管理についての助言が十分にできていません。

I：民間や公共事業に伴う開発が、今後も埋蔵文化財包蔵地へ影響を及ぼす可能性はさげられません。また、大規模事業や開発件数が増加した場合、現在の体制では、記録保存のための本発掘調査に対応しきれなくなる可能性があります。

J：有形文化財や有形の民俗文化財などは、価値に気づかれずに失われてしまうことが危惧されます。

防災・防犯対策の充実

A：本市では、過去に大規模な火災により歴史文化資産が失われたことがありますが、その記憶が忘れられ、防火意識が低下しています。

B：災害や盗難から守るための対策が十分に取られていない歴史文化資産があります。

C：大規模災害発生時は、市職員は人命保護やインフラ復旧対応を優先するため、歴史文化資産の被害状況の確認や救済活動に応じきれない可能性があります。



実施方針

措置

- A : 文化財まちあるきマップ作成のための調査を通じて、把握調査が不足している歴史文化資産の全体像の把握に努めます。
- B : 計画的な踏査などにより埋蔵文化財包蔵地の範囲及び内容の適切な把握に努めます。
- C : 本市の歴史文化に関する学術的な成果を示す資料を継続して収集します。
- D : 保管期限が満了した行政文書の歴史的価値の有無の確認を進めます。
- A : 文化財保護審議会の意見をもとに、計画的な詳細調査を進めます。
- B : 滅失の危機にあると判断される近現代建造物、石造物については、優先的に詳細調査を進めます。
- A : 指定文化財所有者との連絡体制を整え、定期的な現状把握を図ります。
- B : 既往調査で把握した歴史文化資産の所在確認と保存状況の把握を進めます。
- A : 文化財保護審議会の意見をもとに、計画的な市指定や、国に文化財登録原簿への登録を提案します。より重要性が指摘されるものは、国や県にもその取り扱いについて助言を求めます。登録にあたっては、所有者の支援を行います。
- B : 重点的な保存・活用の取組を予定する歴史文化資産について、文化財保存活用計画の作成を進めます。
- C : 指定等文化財所有者との協議により、国や県、市などの補助制度等を利用した計画的な修理事業の実施を促します。
- D : 面的な広がりを持つ記念物を将来的に保存するために、地元の力を活かすことで日常の管理体制を強化します。所有者と協議により公有地化を図り、指定範囲の保を図ります。
- E : 台風や大雨時の現地確認に加え、地域住民と協力しながら記念物の現状を定期的に確認します。
- F : 金属製品などの脆弱な考古資料を中心に保存処理を行い、将来的な保存につなげます。
- G : 調査を通して、歴史的価値が認められた行政文書については、歴史的な資料として残していきます。
- H : 指定樹木などは専門家による定期観察を進めます。
- I : 埋蔵文化財の保護にむけて、必要な手続きについて周知し、開発が埋蔵文化財へ及ぼす影響を極力抑えるよう開発事業者の理解を求め、開発による影響が避けられない埋蔵文化財については、記録保存を図ります。記録保存の実施にあたっては、民間導入による効率化も図ります。
- J : 価値に気づかれずに失われてしまうことが危惧される歴史文化資産は、市による積極的な保存を図ります。
- A : 建造物などの歴史文化資産の所有者及び関係者の防火意識の向上を図ります。
- B : 歴史文化資産に対する防災・防犯意識、対策の強化を促すとともに、所有者が対応しきれない歴史文化資産は、市への寄託を促します。
- C : 災害時に国や県をはじめとする域外からの支援が得られるよう日頃から連携を強化し、発災時には、必要な支援を求め歴史文化資産の被害状況の確認や救済活動を行います。

- A : 文化財まちあるきマップ作成のための調査
- B : 埋蔵文化財包蔵地の把握調査
- C : 関連資料の収集
- D : 行政廃棄文書の調査
- A : 歴史文化資産の詳細調査
- B : 近現代建造物・石造物の詳細調査
- A : 指定文化財の所在・状態等確認調査
- B : 歴史文化資産の所在確認調査
- A : 文化財保護審議会の開催
- A : 文化財登録原簿への登録の提案
- A : 未指定文化財の保存検討
- A : 国登録文化財の登録などの支援
- B : 指定文化財の文化財保存活用計画の策定
- C : 指定等文化財の修理などの促進
- C : 指定等文化財の修理などの補助等
- D : 地元と連携した記念物の保存・管理体制の構築と実施
- D : 史跡の公有地化
- E : 記念物などのパトロール
- F : 考古資料などの保存処理
- G : 歴史的行政文書の保管
- H : 樹木医による定期的な現状確認
- I : 埋蔵文化財保護のための周知・調整
- I : 記録保存のための発掘調査
- J : 有形文化財・有形の民俗文化財などの収集・保存
- J : 未調査の石造物などの記録保存
- A : 防火訓練などの実施
- B : 防火施設整備促進
- B : 歴史文化資産の防災・防犯強化
- B : 歴史文化資産の受入
- C : 被災文化財の救済・防災関係団体との連携強化
- C : 災害発災時の被災文化財状況確認、レスキュー

- 序章
- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 第8章
- 資料集



地域の宝（歴史文化資産）を活かしたまちづくり

歴史文化資産を磨く「活用」

活用のための整備

A：史跡などの整備が不十分あるいは未整備のため、訪問者にその価値を十分に伝えきれていない歴史文化資産があります。

B：歴史文化資産への訪問者に対し、現地の説明看板や伝えるためのコンテンツが不足し、その価値を十分に伝えきれていません。

C：近年、伊豆半島では自転車を利用した周遊が増加していますが、自転車を利用した歴史文化資産の周遊に対する環境づくりが不十分です。

D：過去の整備事業などで歴史文化資産に設置した説明看板や便益施設の中には、経年劣化や老朽化が進むものの更新が十分にできていないものがあります。

鑑賞の場

A：市民からの総合博物館の要望や、博物館などの老朽化の問題がある中、市内の博物館などの将来的な在り方を市民に示せていません。

主に地域住民に

A：地域住民の歴史文化資産に対する学習の場が不足しています。

B：地域住民が地元の歴史文化資産を知る機会が不足しています。

C：展示や講演会などは博物館などで行われることが多く、住民が歴史文化資産に触れる場が不足しています。

D：歴史文化資産に関わる展示図録などの刊行や情報発信に取り組んできましたが、本市の歴史文化資産の魅力を十分に伝えきれていません。

主に観光客に

A：沼津御用邸記念公園（旧沼津御用邸苑地）や興国寺城跡などの、特定の歴史文化資産は観光にも活用されていますが、周辺の歴史文化資産の多くは観光資源として十分に活かされていません。

B：市や所有者、民間団体が行う歴史文化関連イベントが、市外の人に十分に知られていません。

C：歴史文化資産を活かした関連商品は多くありません。

こども向けの活用促進

A：こども向けの歴史文化資産の学習の場が不足しています。

B：学校の総合学習において、教職員が歴史文化資産を授業に取り入れやすくするための情報提供が十分にできていません。

連携の場

A：記念物などの歴史文化資産の保存・活用に関して、行政の力だけでは十分に対応しきれないものがあります。

関係団体との連携強化

A：歴史文化資産の観光活用の際し、商工・観光関係者との連携が不十分です。

B：市域の歴史文化資産の研究を行い、専門的な知識を有する地域の関係団体との連携が不十分です。

他自治体・市外の博物館・専門家との連携強化

A：歴史文化資産の調査や保存・管理、活用イベントの開催において、専門家の力を歴史文化資産の保存・活用に活かす取組が不足しています。

B：市外の博物館には沼津に縁のある歴史文化資産がありますが、市民が知る機会が不足しています。

C：市内の歴史文化資産の中には近隣市町との関連性が高いものがありますが、これまでは、自治体単位での保存・活用の取組がほとんどで、総体としての保存・活用が不足しています。

庁内連携強化・推進体制強化

A：本市の博物館などは専門性が高いため、企画展示などにおいて、十分な連携が図れていません。

B：他部局が行っているイベントには歴史文化資産と関わるものがあり、文化財担当部局が行っているイベントにも、他部局が得意とする分野に関わるものがありますが、相乗効果を高める取組が不十分です。

C：他部局が行っている歴史文化資産に関わる情報発信に対して、協力が不十分です。

D：推進体制の強化には職員のスキルアップが求められますが、歴史文化資産に関する知識に加え、法令、補助制度、デジタル技術など習得すべき知識が多岐にわたるため、独学での習得が難しくなっています。



実施方針

措 置

A : 訪問者が多い歴史文化資産から優先して整備事業を進めていきます。	A : 興国寺城跡の整備
B : 現地への訪問者の多様なニーズに対応できるよう、様々なコンテンツで歴史文化資産の価値を伝えていきます。	A : 旧沼津御用邸苑地の整備
C : 自転車で歴史文化資産を周遊しやすい環境を整備します。	A : 高尾山古墳の保存・活用整備
D : 史跡等に整備した工作物の修理・再設置・撤去を進めます。	A : 大瀬崎のビャクシン樹林の整備
A : 市内の博物館等の将来の在り方を検討していきます。	B : 説明看板の設置・更新
A : 地域住民が歴史文化資産を学習する場を提供します。	B : 解説動画の作成・公開
B : 地域住民が地元の歴史文化について、地元で学び・触れる機会を提供します。	C : 自転車置き場の設置
C : 市立図書館の展示フロア・講座室や、地区センターなども積極的に使用します。	D : 工作物・便益施設などの再整備
D : 歴史文化資産の新たな魅力を伝えるため、テーマ別のパンフレットの作成や多角的な情報発信を行います。	A : 将来の市博物館等の在り方の検討
A : 歴史文化資産を周遊する仕組みづくりを行います。	A : 展示の実施
B : 広報誌やHP、SNSなど、様々な媒体を使用した情報の発信力強化に努めます。	A : 講座の開催
C : 観光・商工団体や地域と協力して歴史文化資産に関連する商品の拡充に努めます。	A : 文化財めぐり
A : 学校と連携した子ども向け歴史文化学習の機会提供の拡充を図ります。	A : 通信誌の発行
B : 教職員が歴史文化資産を教材に取り入れやすくするよう環境を整備します。	B : 文化財まちあるきマップの作成・公開
A : 特に記念物などの維持管理業務や運営業務、その他の様々な保存・活用について、地元の団体などとの連携を強化し、協働の拡充を図ります。	B : 文化財まちあるきマップの活用
A : 商工・観光団体と連携を図る機会を設け、商工・観光団体の力を歴史文化資産の保存・活用に活かします。	B : 地域の企画展示
B : 市域の歴史文化資産を研究する市内外の研究団体の研究成果を歴史文化資産の保存・活用に取入れられます。	B : 埋蔵文化財調査現地説明会の開催
A : 専門家との連携体制を構築し、それぞれの専門性を保存・活用に結び付ける取組を推進します。	B : 未公開の歴史文化資産の活用
B : 沼津に縁があり現在市外の博物館などに寄託・収蔵されている歴史文化資産について、博物館などとの連携した活用を図ります。	C : 他施設を利用した歴史文化資産の展示
C : 県や他市町と連携した保存・活用を推進します。	C : 文化財めぐり
A : 博物館などが、その専門性を活かし連携した展示の実施に努めます。	C : 文化財まちあるきマップの活用
B : 庁内関係部局と連携したイベントを開催し、歴史文化の新たな魅力を伝えます。	C : 未公開の歴史文化資産の活用
C : 関係部局が行う情報発信への協力を強化します。	D : ガイドブック・マップなどの作成・公開
D : 研修などを通して、文化財行政職員のスキルアップに取り組みます。	D : 広報紙やHP、SNSなどでの情報発信
	A : 歴史文化資産の回遊性向上
	A : 文化財まちあるきマップの作成・公開
	B : 広報紙やHP、SNSなどでの情報発信
	C : 歴史文化資産関連商品の拡充
	A : 歴史文化資産体験イベントの開催
	A : 学校向け歴史文化資産コンテンツ紹介の整備
	B : 教職員向けの歴史文化資産講座の実施
	B : 体験授業受入れ・体験用道具の貸出
	A : 記念物等の維持管理
	A : 歴史文化資産施設の運営
	A : 自治会との連携
	A : 関係団体（商工・観光・生産者）との連携
	A : ガイド養成支援
	B : 関係団体（研究会）との連携
	A : 専門家との連携強化
	A : 専門家の知見を活かした活用
	B : 市外博物館などとの連携
	C : 他自治体との連携
	A : 博物館連携展示の実施
	B : 庁内関係部局連携イベントの開催
	C : 庁内関係部局の情報発信支援
	D : 研修への参加

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料集



第6章 歴史文化資産の総合的・一体的な保存と活用

第1節 関連文化財群と保存活用区域の設定

第2章及び第3章で示したとおり、本市には多彩な歴史文化資産があり、13項目の歴史文化の特性があります。本計画では、歴史文化資産を総合的・一体的に保存・活用していくために、歴史文化の特性に基づき「関連文化財群」を設定するとともに、歴史文化資産の分布状況に基づき「文化財保存活用区域」を設定します。

1 関連文化財群の設定

関連文化財群とは、指定・未指定に関わらず多種多様な歴史文化資産を歴史文化の特性に基づく、テーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたものです。複数の歴史文化資産を、まとまりをもって扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となります。また、相互に結び付いた歴史文化資産の多面的な価値・魅力を明らかにすることができます。

関連文化財群の設定を通じて、歴史文化の特性を市民などにわかりやすく伝えるとともに、第5章に示した方針に基づく措置をより効率的に実施します。

関連文化財群の設定の考え方は以下のとおりです。

- ① 第3章で整理した本市の歴史文化の特性から、市内の広い範囲に関連する歴史文化資産が所在するものを抽出します。（表25 沼津市の歴史文化資産数対応表の□）
- ② 本市の歴史文化を象徴する代表的な歴史文化資産のうち、具体的な保存・活用を見込んでいる重要な歴史文化資産（以下「戦略的歴史文化資産（6-1表24参照）」という。）が所在するものを抽出します。（表25 沼津市の歴史文化資産数対応表の□）

表25 戦略的歴史文化資産

戦略的歴史文化資産名	略称
たかおさんこふん 高尾山古墳	高
こうこくじじょうあと 興国寺城跡	興
ごようていえんち 旧沼津御用邸苑地	御
うちうら しずうら 沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具	漁



第3章に掲げた歴史文化の13項目の特性のうち、多くの地区に関連する歴史文化資産が所在し、戦略的歴史文化資産があるものは、「^{あしたかやま}愛鷹山・平地・^{するがわん}駿河湾を舞台とした古墳文化」です。そこで、この特性に基づき本計画では「スルガのクニの古墳文化」というテーマで、関連文化財群を設定します。

なお、今回取り上げなかった歴史文化の特性については、本計画に示した措置の進捗状況や社会状況の変化などを総合的に勘案して、将来的に関連文化財群として取り組むことを検討していきます。

2 文化財保存活用区域の設定

文化財保存活用区域とは、歴史文化資産が特定の範囲に集中している場合に、歴史文化資産をその周辺環境を含めて面的に保存・活用するために設定するものです。多様な歴史文化資産が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につなげることを目的とします。

文化財保存活用区域の設定の考え方は以下のとおりです。

- ① 様々な種類の歴史文化資産が数多く所在する地区を抽出します（表26 沼津市の歴史文化資産数対応表の□）。
- ② 戦略的歴史文化資産が所在する地区を抽出します。ただし、関連文化財群として設定した古墳文化に関係する高尾山古墳は除外します（表26 沼津市の歴史文化資産数対応表の□）。
- ③ 上記の①と②の両方を満たす地区及び、隣接する地区同士を包括することで①と②を満たす地区を、活用区域を設定する地区として抽出します（表26 沼津市の歴史文化資産数対応表の□）。
- ④ 3つの活用区域について、より多様な歴史文化資産を包括できるように、隣接する地区の一部を含めて、活用区域を設定します。

以上を踏まえ、本計画では以下の三つの範囲を文化財活用区域として位置付けます。

- ・興国寺城跡・白隠の里周辺 ～東西を結ぶ道の集中地帯～
（^{うきしま}浮島地区に原・愛鷹地区の一部を含めた範囲）
- ・沼津駅－沼津港・御用邸往還周辺 ～沼津の玄関口と近代別荘地～
（第一・第二・第三・第四・第五地区）
- ・内浦湾周辺 ～豊かな海と山に育まれた地域～
（内浦地区に^{にしゅうら}西浦地区の一部を含めた範囲）

なお、戸田地区については、本計画に示した措置の進捗状況や社会状況の変化などを総合的に勘案して、保存活用区域として位置付けることを検討していきます。



表26 沼津市の歴史文化の特性対応表

No	歴史文化の特性	戦略	地域																	
			原	浮島	愛鷹	金岡	門池	大岡	片浜	今沢	第一	第二	第三	第四	第五	大平	静浦	内浦	西浦	戸田
①	38,000年前から続く歴史文化		○	○	○	○	○											○		
②	愛鷹山・平地・駿河湾を舞台とした古墳文化	高	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③	「境目」をめぐる“もののふ”の攻防	興		○				○		○				○		○	○			
④	東海道がもたらした宿場町・城下町の発展		○		○	○	○				○	○	○	○						
⑤	近代化がもたらした人の移動と交流	御	○			○	○				○	○	○	○			○	○	○	
1	愛鷹山麓の開拓者	高	○	○	○	○	○													
2	駿河湾の恩恵と人々の営み	漁	○						○	○		○	○				○	○	○	
3	東西をつなぐ街道沿いの発展	興御	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	古代から続く信仰		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	自然との共生		○	○	○		○					○	○			○	○	○	○	
6	人々の生活を支えた伊豆石		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	沼津の歴史を語る紙と文字の文化		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	文化人と沼津		○									○				○	○			

凡例 戦略：戦略的歴史文化資産
 高：高尾山古墳 興：興国寺城跡 御：旧沼津御用邸苑地 漁：沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具
 ○：歴史文化資産が多い

表27 沼津市の歴史文化資産数対応表

類型	原	浮島	愛鷹	金岡	門池	大岡	片浜	今沢	第一	第二	第三	第四	第五	大平	静浦	内浦	西浦	戸田
戦略		興		高						御						漁		
指定等	○	○		○					◎	◎						◎	◎	◎
有建	◎	◎		◎	◎				◎	◎						◎	◎	◎
有品	○	◎	○	◎	◎				◎	◎						◎	◎	◎
無形																		
民俗	○	○							○	○				○		◎	◎	◎
遺跡	○	○		◎					○	○			○			◎	◎	◎
名勝										○	○							○
天然		◎	○		○											◎	◎	◎
景観		○														◎	◎	◎
伝建																◎	◎	◎
埋文		◎	◎	◎	○	○										◎	◎	◎
技術																		
石造	○	◎		◎						◎	○			○		◎	◎	◎
縁地	○	○	○	○						○	○					◎	◎	◎
産業																		○
伝承		○											○			◎	◎	◎
総合	○	◎		○					◎	◎						◎	◎	◎

凡例 戦略：戦略的歴史文化資産
 高：高尾山古墳 興：興国寺城跡 御：旧沼津御用邸苑地 漁：沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具
 ◎：歴史文化資産が特に多い ○：歴史文化資産が多い



第2節 関連文化財群

1 スルガのクニの古墳文化

(1) 関連文化財群の概要

①概要

本市においては、古墳時代の初めから奈良時代までの長きにわたって古墳が築かれ、その立地や墳形は多様です。また、古墳やその出土品などからは、全国的に希少なものや、祭祀遺構や仏教関連のものもみつかり、古墳時代に本市を拠点に活動した人の活動内容の多様性や他地域とのつながりがうかがえます。

②内容

古墳時代の初めに築かれた高尾山古墳《金岡》^{かなおか}は、東日本最古級、この時期としては最大級といわれる前方後方墳^{ぜんぽうこうほうふん}です。その後、神明塚古墳《片浜》^{かたはま}や子ノ神古墳《金岡》^{ねのかみ}、長塚古墳《金岡》^{ながつか}といった前方後円墳^{ぜんぽうこうえんふん}が築造されていますが、墳形の変化は地域社会の政治的变化を反映しており、本市でもヤマト王権とのつながりが深くなっていったことがわかります。また、清水柳北1号墳《金岡》^{しみずやなぎきたいちごうふん}は、上円下方墳^{じょうえんかほうふん}という全国的にも数少ない墳形です。被葬者が火葬されたことが推定され、仏教伝来に伴う火葬を畿内から取り入れた先進性がうかがえます。

古墳時代後期には、直径10m程度の円墳^{えんふん}からなる群集墳^{ぐんしゅうふん}が造られますが、これは社会的・政治的な仕組みの変化、葬送観念^{そうそうかんねん}の変化などがその背景にあります。本市には、愛鷹山麓に東海地方屈指の規模といわれる群集墳がありますが、埋葬施設からは、須恵器^{すゑき}などの土器のほか、大刀などの武器や馬具、玉類などの装身具^{そうしんぐ}が出土しており、被葬者の社会的地位や交流関係がうかがえます。

また、古墳群は南部地域の海沿いの高台にも見られます。さらに、凝灰岩^{ぎょうかいがん}が露頭する斜面に造られた横穴墓^{おうけつぼ}も群をなしています。特に、装飾付大刀^{そうしよくつきたち}が出土している井田松江古墳群^{いのだまつか}《戸田》^{へだ}は、周囲に農耕が可能な平地が少ないことから、駿河湾を舞台とした交易や漁業を経済基盤とする被葬者像が浮かび上がります。

古墳からは副葬品をはじめとした多彩な出土品があります。長塚古墳から出土した円筒埴輪^{えんとうはにわ}は、関東地方のものと類似し、東日本とのつながりも考えられます。また宮原2号墳^{みやはらごうふん}《第三》^{だいさん}から出土した丁字形利器^{ていじがたりき}のように全国的に希少なものも見つかり、宮下古墳^{みやした}《大岡》^{おおおか}出土の銅製品からは本市への仏教の影響がわかります。



高尾山古墳出土土副葬品



子ノ神古墳



長塚古墳



円筒埴輪（長塚古墳）



石川古墳群（発掘調査時）



井田松江古墳群



銀象嵌円頭把頭（井田松江古墳群 18号墳）



丁字形利器（宮原2号墳）



清水柳北1号墳（発掘調査時）



③関連文化財群の構成要素

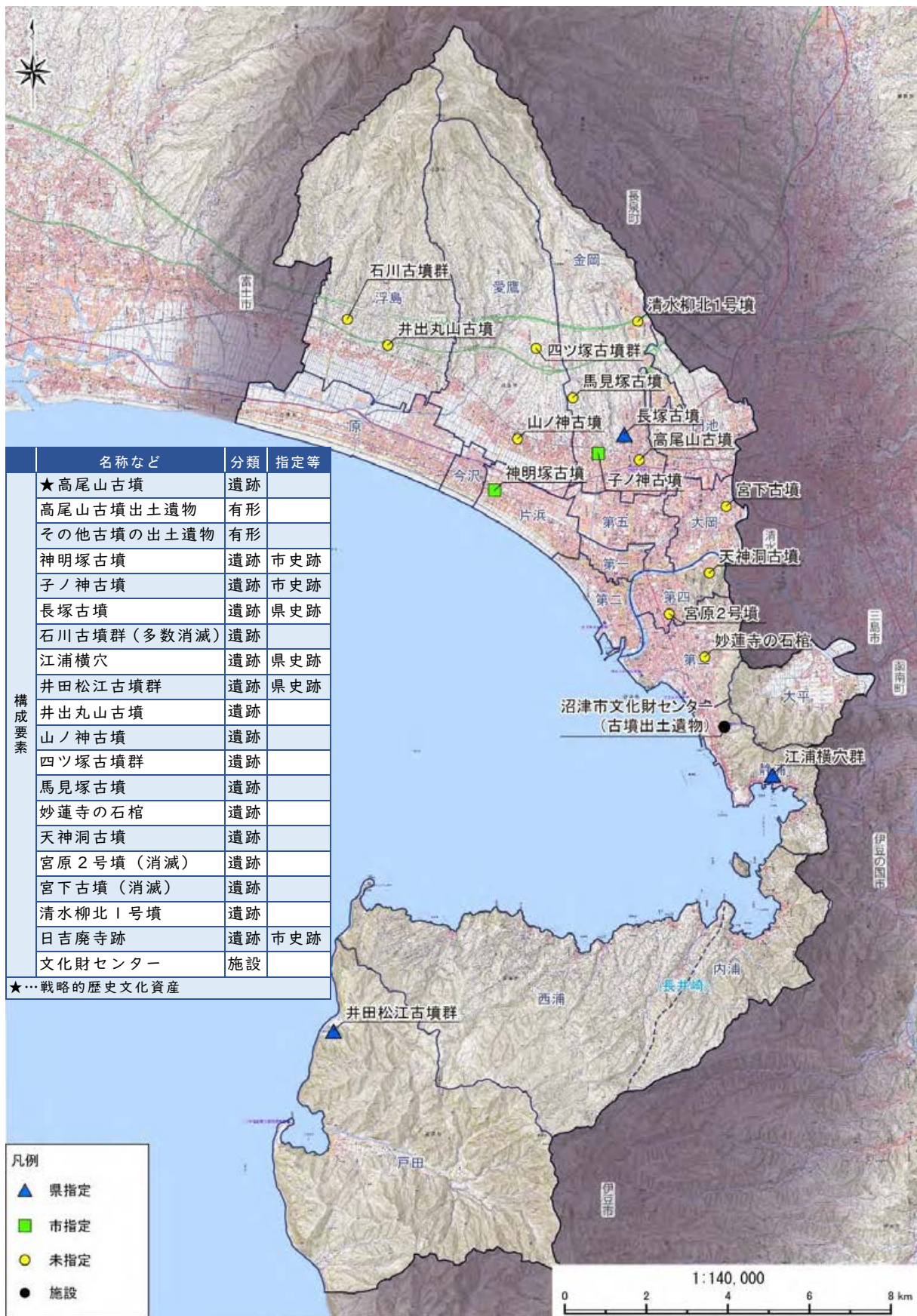


図32 構成要素の分布



(2) 関連文化財群の現状と課題・方針・措置

本関連文化財群では、都市計画道路の整備と古墳の保存を両立させることを目指している高尾山古墳をはじめとして、古墳文化に関連する歴史文化資産の保存・活用を目指します。以下、第5章に示した基本方針に基づき、現状と課題・方針・措置を記載します。

①現状と課題

◆歴史文化資産を把握する[調査]

A：埋蔵文化財包蔵地については、踏査や試掘調査を通して適切な把握に努めていますが、愛鷹山麓などの林や茶畑の中などには、未発見の古墳が存在している可能性があります。

◆歴史文化資産を守る[保存]

A：高尾山古墳をはじめとして、現地に残されている古墳の中には、未指定のため、将来的な保存が図れない恐れを持つものがあります。
B：民間や公共事業に伴う開発が、古墳などの埋蔵文化財包蔵地へ影響を及ぼす可能性は避けられません。

◆歴史文化資産を磨く[活用]

A：高尾山古墳の価値を、十分に伝えきれていません。
B：過去の整備事業などで現地に設置した説明看板の中には、劣化が進むものの更新されていないものがあります。また、現地に保存された古墳の中には、説明看板など、訪問者にその価値を伝える環境が整えられていないものがあります。
C：展示や講演会などは博物館などで行われることが多く、地域住民が歴史文化資産に触れる場が十分ではありません。
D：地域住民に、地元に残る古墳のことが十分に知られていません。

◆地域総がかりで取り組む[連携]

A：古墳の魅力を訪問者に伝えるために、市民の力を活かしきれていません。
B：古墳の活用にあたり、隣接する市町との連携が十分に図れていません。

②方針

◆歴史文化資産を把握する[調査]

A：古墳などの埋蔵文化財の有無及び内容の適切な把握に努めます。

◆歴史文化資産を守る[保存]

A：価値が認められる未指定の古墳については、指定等による保護措置を図ります。
B：古墳などの埋蔵文化財の保護において、必要な手続きについて周知し、開発が埋蔵文化財へ及ぼす影響を極力抑えるよう開発事業者に理解を求め、開発による影響が避



けられない埋蔵文化財については、記録保存を図ります。

◆歴史文化資産を磨く[活用]

A：高尾山古墳の整備を進めます。

B：既設の説明看板については、必要に応じて更新を図るとともに、未設置の古墳においては、訪問者に価値を伝える環境整備を進めます。

C：市立図書館の展示フロア・講座室や、地区センターなども積極的に使用します。

D：地域住民向けの情報発信や、学習機会の提供を図ります。

◆地域総がかりで取り組む[連携]

A：古墳の活用のため、関係団体などによる古墳ガイドや地元の力を活かしていきます。

B：古墳の活用のため、近隣自治体との連携体制の構築を進めます。

③措置

◆歴史文化資産を把握する[調査]

番号 (種別)	事業項目	事業内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
02再 (継続)	A 埋蔵文化財包蔵地の 把握調査	計画的な踏査、市内全域で試掘・確認調査を行い、埋蔵文化財包蔵地の内容把握に努める。	毎年 →								文	特市

◆歴史文化資産を守る[保存]

番号 (種別)	事業項目	事業内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
09再 (継続)	A 文化財保護審議会の 開催	指定による保存・活用が必要とされるものについて検討し、計画的な市指定を推進する。	毎年 →								文	市
11再 (継続)	A 未指定文化財の保存 検討	重要性が指摘される歴史文化資産について、国や県にも助言を求める。	随時 →								文	市
23再 (継続)	B 埋蔵文化財保護のため の周知・調整	民間開発や公共事業に際して、所有者・事業者と調整を行う。	随時 →								文/所	市
24再 (継続)	B 記録保存のための発 掘調査	現状保存ができない場合、調査体制を整え、発掘調査する。	随時 →								文	市

◆歴史文化資産を磨く[活用]

番号 (種別)	事業項目	事業内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
34再 (新規)	A ★高尾山古墳の保存・ 活用整備	保存・活用のための整備を実施する。	→								文	市
73 (新規)	B ★高尾山古墳ガイド ランス施設の検討	高尾山古墳近隣へ、出土品を展示できるガイダンス施設の設置を検討する。	→								文/博	市
39再 (継続)	B 工作物・便益施設など の再整備	史跡などに整備した工作物の状況確認を行い、劣化の進むものは修理・再設置・撤去を計画的に行う。	随時 →								文	市



第6章 歴史文化資産の総合的・一体的な保存と活用

番号 (種別)	事業項目	事業内容	実施期間								実施 主体	財 源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
50再 (継続)	C 他施設を利用した歴史文化資産の展示	市立図書館の展示フロアや講座室、地区センターを利用し、博物館など以外での歴史文化資産の展示・イベントを開催する。	→								文/博	市
47再 (継続)	地域の企画展示	地域のことを知る企画展示を開催する。	→ 随時								文/博	市
42再 (継続)	講座の開催	博物館などでの講座や、出前講座を開催する。	→ 毎年								文/博/生 /専	市
45再 (継続)	D 文化財まちあるきマップの作成・公開	地域毎に文化財まちあるきマップを作成・頒布し、ネット公開などを行う。	→ 随時								文/地	市
51再 (継続)	ガイドブック・マップなどの作成・公開	歴史文化資産を解説するガイドブックやテーマ別の歴史文化資産マップなどを作成・頒布し、HPなどで公開する。	→ 随時								文	市

◆地域総がかりで取り組む[連携]

番号 (種別)	事業項目	事業内容	実施期間								実施 主体	財 源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
63再 (継続)	A ガイド養成支援	ガイドの養成支援のための講座へ市から講師を派遣する。	→ 随時								文/関	市
61再 (継続)	自治会との連携	地元自治会と連携して、記念物などの歴史文化資産の保存・活用に取り組む。	→ 随時								文/地	市
68再 (継続)	B 他自治体との連携	他自治体と協力して、講演会や展示などのイベントなどを行う。	→ 随時								文/関/自	市

凡例

【事業項目】★重要事業

【種別】 新規：新規の措置 継続：継続の措置

【実施主体】 文：文化振興課（文化財担当）、博：文化振興課（博物館等）、地：地域住民、所：文化財所有者・管理者、専：専門家、関：関係団体、自：関係市町、生：生涯学習課

【財源】 市：市単費 特：特定財源（国・県補助金など）

【実施期間】 毎年：毎年実施 随時：必要に応じて期間中に複数回実施 未記載：期間中に実施



第3節 文化財保存活用区域

1 文化財保存活用区域の範囲と構成要素

本計画では、下図に示す「興国寺城跡・白隠の里周辺」、「沼津駅-沼津港・御用邸往還周辺」、「内浦湾周辺」の3か所を文化財保存活用区域として設定し、面的な保存・活用を目指します。

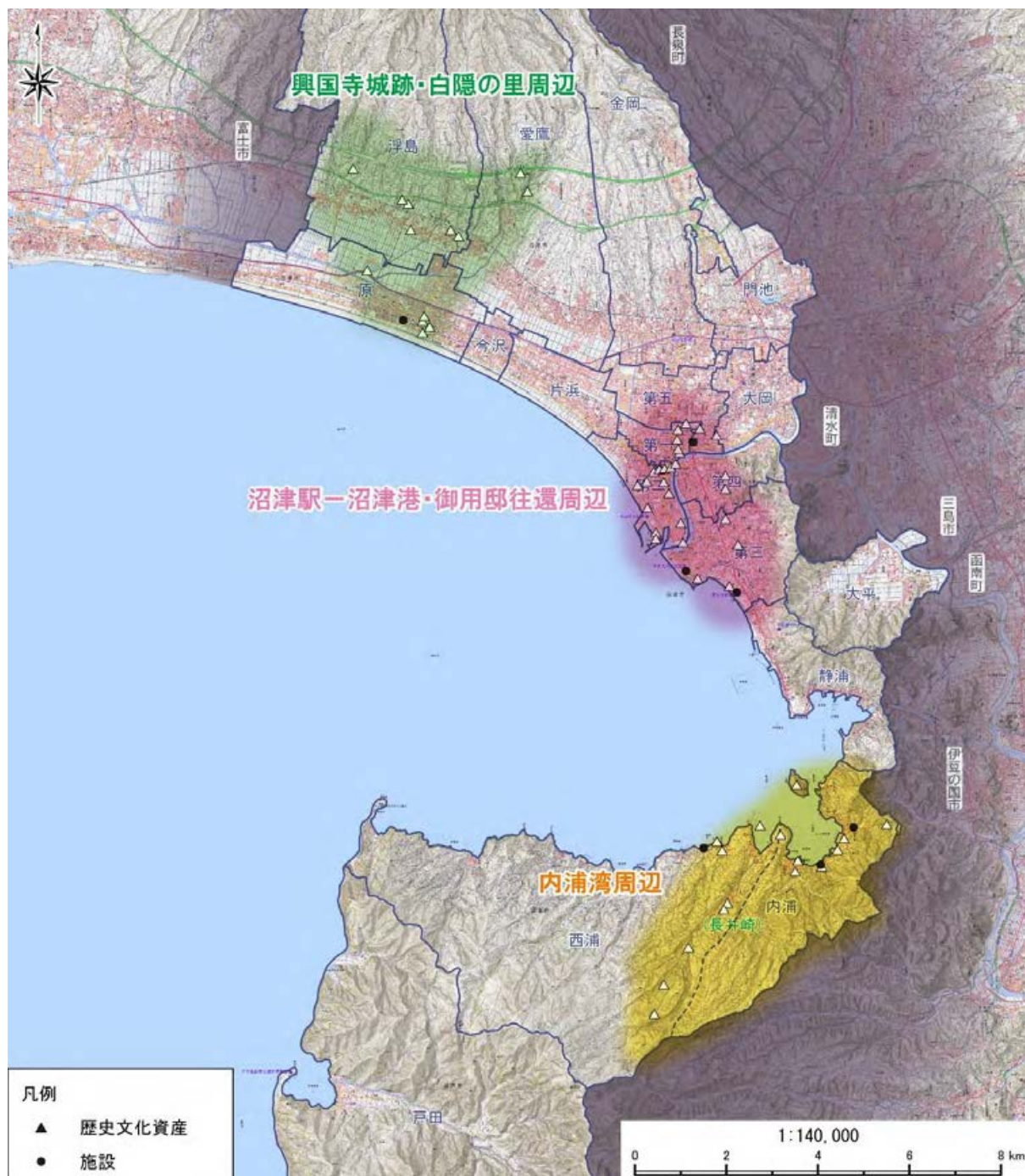


図33 文化財保存活用区域の位置

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料集



2 興国寺城跡・白隠の里周辺 ～東西を結ぶ道の集中地帯～

(1) 保存活用区域の概要

①概要

計画範囲は、浮島地区に原・愛鷹地区の一部を含めた地域としました。この区域は、沼津市の西部地域に位置し、北には愛鷹山、南には駿河湾と千本浜海岸せんぼんはまかいがんがあり、その間にかつて浮島沼うきしまぬまが存在した浮島低地があります。古くから関東へ通じる交通路が通る場所ですが、現在でも日本の東西を結ぶ道路や鉄道が束になるように通過しています。

興国寺城跡を中心に、愛鷹山麓の原始の遺跡、千本浜海岸沿いに東海道と原宿・白隠とうかいどう ほんしゆく ぱくいん禅師ゆかりの歴史文化資産などがあります。

②歴史文化資産の内容

愛鷹山麓には、約38,000年前の石器が出土した井出丸山遺跡いでまるやまいせきなどの数多くの原始の遺跡があります。石川古墳群や井出丸山古墳などの数多くの古墳からは、貴重な副葬品が出土しています。中世には源頼朝みなもとのよりともの異母弟阿野全成いぼていあ のぜんじょうの館跡であったといわれる大泉寺だいせんが縁ゆかりの地として知られています。興国寺城跡は戦国時代の駿河東部の拠点城郭です。このほか、赤野観音堂や白隠禅師が修行した伝承が伝わる八畳石はちじょういしがあります。海沿いには千本松原や原宿があり、東海道随一の名園といわれた帯笑園たいしょうえんや、白隠禅師ゆかりの松蔭寺しょういんじをはじめとする寺院があります。浮島低地周縁には、弥生時代の木製品が出土した雌鹿塚遺跡めがつかがあり、昭和までこの低湿地で使用されてきた特有の農耕用具が伝わっています。

この区域は山裾には根方街道ねがたかいどうとそのもととなった鎌倉古道こどう、海沿いには東海道と中世にその役割を果たした甲州街道こうしゅうがあり、東西を結ぶ街道が通る区域です。これらの街道沿いには道祖神などの石造物が今でも残っています。地理的に見ると山側と海側が浮島低地によって分断されているように見えますが、古くから道によって両者はつながっていました。例えば、原小学校付近から大泉寺付近をつなぐ南北の道は、「矢通りやどお」と呼ばれ、鎌倉時代の初頭に阿野全成が弓矢を放ったことに由来する古い道です。また、興国寺城跡と原宿を結ぶ道は「江道えみち」と呼ばれ、軍事拠点の興国寺城と中世の経済の中心であった原中宿はらなかしゆくを結ぶ軍事的にも重要な道でした。このように、この地域は東西を結ぶ街道沿いに発達した集落を南北の道が結びつけている区域といえます。

また、歴史的にはこの地域はかつて阿野庄あ ののしょうとよばれた地域の東半とうはんに位置します。阿野全成の領地に由来するともいわれる阿野庄の範囲には、富士市の東部も含まれます。富士市東部とは、地理的連続性に加え、地形的特徴の共通性から、歴史文化資産の特徴にも共通性がみられます。



③ 範囲と構成要素

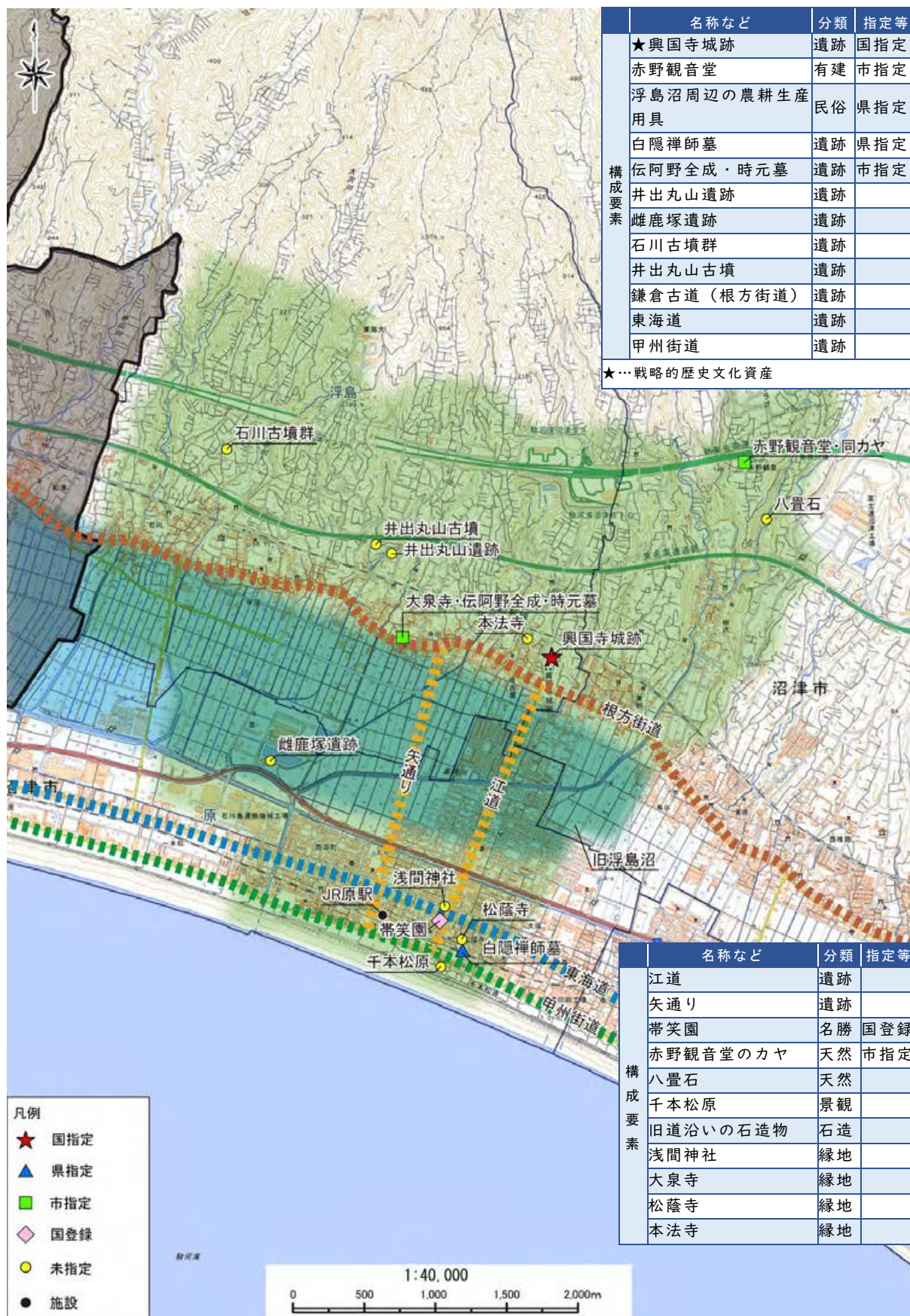


図34 興国寺城跡周辺保存活用区域の範囲と構成要素

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
資料集



興国寺城跡北条早雲（伊勢宗瑞）石碑



興国寺城跡上空から千本浜海岸を望む



大泉寺



井出丸山古墳



赤野観音堂



松蔭寺



帯笑園



旧根方街道と道祖神



(2) 保存活用区域の現状と課題・方針・措置

この区域は、旧浮島沼の周縁に歴史文化資産が点在しています。愛鷹山麓の根方街道沿いには興国寺城跡や大泉寺など、千本浜海岸の旧東海道沿いには松蔭寺や帯笑園などがあり、矢通りや江道が二つの街道をつないでいます。本区域では興国寺城跡を中心としながら個々の歴史文化資産の特性を活かし、区域内の一体的な活用を目指します。

① 現状と課題

この区域には興国寺城跡など、市内外から訪問者が多い歴史文化資産がありますが、他の歴史文化資産への周遊性が低いことが課題です。また、以下のような現状と課題があります。

◆歴史文化資産を把握する[調査]

A：興国寺城跡の整備に必要となる情報が一部不足しています。

◆歴史文化資産を守る[保存]

A：放水路建設による排水対策や農業の近代化により、浮島低地の湿田農耕を特徴づける農具やその様子を知る人々が地元から失われつつあります。

B：興国寺城跡は、整備事業の実施に向け指定地内の公有地化を目指していますが、対象となる土地の公有地化が完了していません。

◆歴史文化資産を磨く[活用]

A：興国寺城跡は、現地への訪問者に対し、その価値を伝えるための環境が十分に整っていません。また、訪問者受け入れのための便益施設なども不足しています。さらに整備状況の進捗が十分に知られていません。

B：この区域には、地域の歴史文化を特徴づける井出丸山遺跡をはじめとする歴史文化資産が数多くあるほか、中世・近代の道なども十分に知られていません。

C：興国寺城跡や大泉寺、帯笑園など個々の歴史文化資産を訪れる人はいますが、区域内を周遊する人は多くありません。

D：NEOPASA駿河湾沼津（駿河湾沼津サービスエリア）などの域内の商業施設は多くの訪問者で賑わっていますが、利用者が区域内の歴史文化資産を知る機会は十分ではありません。

E：旧東海道を歴史散策する観光客は多くいますが、原宿の歴史文化の魅力を伝えきれれていません。

◆地域総がかりで取り組む[連携]

A：記念物などの歴史文化資産の保存・活用に関して、行政の力だけでは十分に対応しきれないものがあります。

B：この区域では歴史文化資産の保存・活用に取り組む地元団体などの活動が活発ですが、さらなる市の支援が望まれています。



C：隣接する富士市とは、古墳や阿野全成、東海道、農耕用具などの共通する歴史文化の特徴を持ちますが、活用のための連携が不十分です。

②方針

興国寺城跡の整備などを重点的に行うとともに、区域内の歴史文化資産への周遊を図る取組を行っていきます。区域内の方針は次のとおりです。

◆歴史文化資産を把握する[調査]

A：興国寺城跡の詳細調査を継続します。

◆歴史文化資産を守る[保存]

A：旧浮島沼での農業の姿を伝える資料の収集を行います。

B：興国寺城跡の指定地内における対象となる土地の公有化を図ります。

◆歴史文化資産を磨く[活用]

A：興国寺城跡への訪問者に価値を伝えるための環境整備や施設整備を計画的に進めるほか、整備状況の情報発信に努めます。

B：歴史文化資産を地域住民などが知る機会を提供します。

C：周辺の歴史文化資産を周遊する仕組み作りに取り組みます。

D：商業施設への訪問者が域内の歴史文化資産を知る機会を提供します。

E：帯笑園を拠点とした、原宿の歴史文化のPRを積極的に行います。

◆地域総がかりで取り組む[連携]

A：史跡などの維持管理業務や運営業務、様々な保存・活用について、地元団体などとの協働の拡充を図ります。

B：地元団体などの活動を支援します。

C：歴史文化資産の活用における、富士市との連携を強化します。

③措置

◆歴史文化資産を把握する[調査]

番号 (種別)	事業項目	事業内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
74 (継続)	A ★興国寺城跡の調査	興国寺城跡の未解明な遺構についての発掘調査や文献調査などを実施する。	→								文/専	特市



◆歴史文化資産を守る[保存]

番号 (種別)	事業項目	事業内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
24再 (継続)	A 有形文化財・有形の民俗文化財の収集・保存	有形文化財(古文書など、写真や映像も含めて)や有形の民俗文化財などの歴史文化資産を収集(使用方法なども含めて)し、適切な保存を図る。	→ 随時								文/博	特市
17再 (継続)	B 史跡の公有地化	関係者と史跡指定範囲の公有地化について協議を行う。	→ 随時								文/所	特市

◆歴史文化資産を磨く[活用]

番号 (種別)	事業項目	事業内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
32再 (継続)	A ★興国寺城跡の整備	興国寺城跡の整備計画を作成し、計画的に整備を実施する。	→ 随時								文	特市
75 (新規)	A ★興国寺城跡の整備状況の情報発信	興国寺城跡の整備状況をHPやSNSで情報発信する。	→ 随時								文	市
37再 (継続)	B 解説動画の作成・公開	歴史文化資産の現地解説動画を作成し、インターネットなどで公開する。	→ 随時								文	市
47再 (継続)	B 地域の企画展示	地域のことを知る企画展示を開催する。	→ 随時								文/博	市
46再 (継続)	B 文化財まちあるきマップの活用	ウォーキングなど文化財まちあるきマップを活用したイベントを開催する。	→ 随時								文/地	市
76 (新規)	C 周遊プランの提示	区域内の周遊プランをパンフレットやHP、SNSで情報発信する。	→ 随時								文	市
77 (新規)	D 商業施設などでの情報発信強化	商業施設などでのパンフレット配布などの歴史文化資産の情報発信を行う。	→ 随時								文	市
78 (継続)	E 帯笑園の活用	関係団体と協力して、帯笑園の活用イベント開催を強化する。	→ 随時								文/地	市

◆地域総がかりで取り組む[連携]

番号 (種別)	事業項目	事業内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
59再 (継続)	A 記念物などの維持管理	地域住民との連携を強化・協働を拡充して、適切な維持管理を行う。	→ 毎年								文/地	市
79 (継続)	B 地元団体のなど活動支援	情報交換、講習会への講師派遣、イベント協力などを通して地元団体などの活動を支援する。	→ 随時								文/地/関	市
68再 (継続)	C 他自治体との連携	他自治体と協力して、講演会や展示などのイベントなどを行う。	→ 随時								文/関/自	市

凡例

- 【事業項目】★：重点事業項目
- 【種別】 新規：新規の措置 継続：継続の措置
- 【実施主体】 文：文化振興課(文化財担当)、博：文化振興課(博物館等)、地：地域住民、所：文化財所有者・管理者、専：専門家、関：関係団体、自：関係市町
- 【財源】 市：市単費 特：特定財源(国・県補助金など)
- 【実施期間】 毎年：毎年実施 随時：必要に応じて期間中に複数回実施 未記載：期間中に実施



3 沼津駅－沼津港・御用邸往還周辺～沼津の玄関口と近代別荘地～

(1) 保存活用区域の概要

①概要

計画範囲は沼津駅と沼津港・沼津御用邸記念公園のそれぞれを結ぶ道の周辺（道から1km以内）としました。この地域は、人の往来が盛んで、目立たない歴史文化資産が数多く存在します。

古代から陸と海の道が結節する交通の要衝として栄えた地域で、近世には宿場町・城下町として繁栄し、近代には鉄道の開設によって発展しました。

②歴史文化資産の内容

この区域は狩野川沿いに通じる街道と狩野川下流を通じた海路が結節する場所として古代から栄えた場所で、古代郡衙の可能性のある上ノ段遺跡からは、全国的に希少な唐三彩の陶枕が出土しています。蓮光寺は鎌倉幕府4代将軍藤原頼経が宿泊した地で、西光寺・妙覚寺などの寺院には、貴重な仏像や戦国大名ゆかりの古文書が守り伝えられています。戦国時代以降、三枚橋城・沼津城が築かれ、沼津宿が設置されました。区域内には復元された石垣や石畳を模した川廓通り、本陣跡などの石碑、間口の狭い細長い土地の区画から、近世の姿がしのべられます。

明治22年（1889）、東海道本線が開通し沼津駅が設置されます。当初は現在の御殿場線を経由していたため、沼津は足柄越えのための機関区が設置される重要な鉄道拠点でした。駅前広場にある沼津機関区モニュメントがその歴史を物語っています。また、東海道本線の開設のための資材を運搬するため、沼津港から沼津駅までを結ぶために建設された蛇松線は、県内で最も古い鉄道路線です。昭和49年（1974）に廃止されますが、その軌道はそのままと蛇松緑道として整備され、地域のふれあいの場となっています。

鉄道開設による利便性の向上と温暖な気候は東京との結びつきを強め、本市には政財界の要人の別荘地がつくられました。島郷海岸などには、大山巖、大木喬任、川村純義の別荘が建ち並び、明治26年（1893）には皇太子時代の天正天皇のために沼津御用邸が設置されました。皇室からの寄付をもとに御成橋から御用邸までの道も整備され、本市の近代化を支えました。このほか千本浜海岸には財界人の別荘が数多く立地し、このうちミツワ石齋の三輪善兵衛の別荘が沼津倶楽部として現在も残っています。

別荘地が立ち並ぶ千本浜海岸や島郷海岸では松原が続く美しい自然を見ることができます。この自然は若山牧水など数多くの文化人にも愛され、当時の光景を絵画・絵葉書・詩歌などに見ることができます。

このほか、区域内には伊豆石を使用した石蔵などの伊豆石建造物や、静岡県東部最初の鉄橋であり戦争の痕跡が残る御成橋などの歴史文化資産があります。



③範囲と構成要素

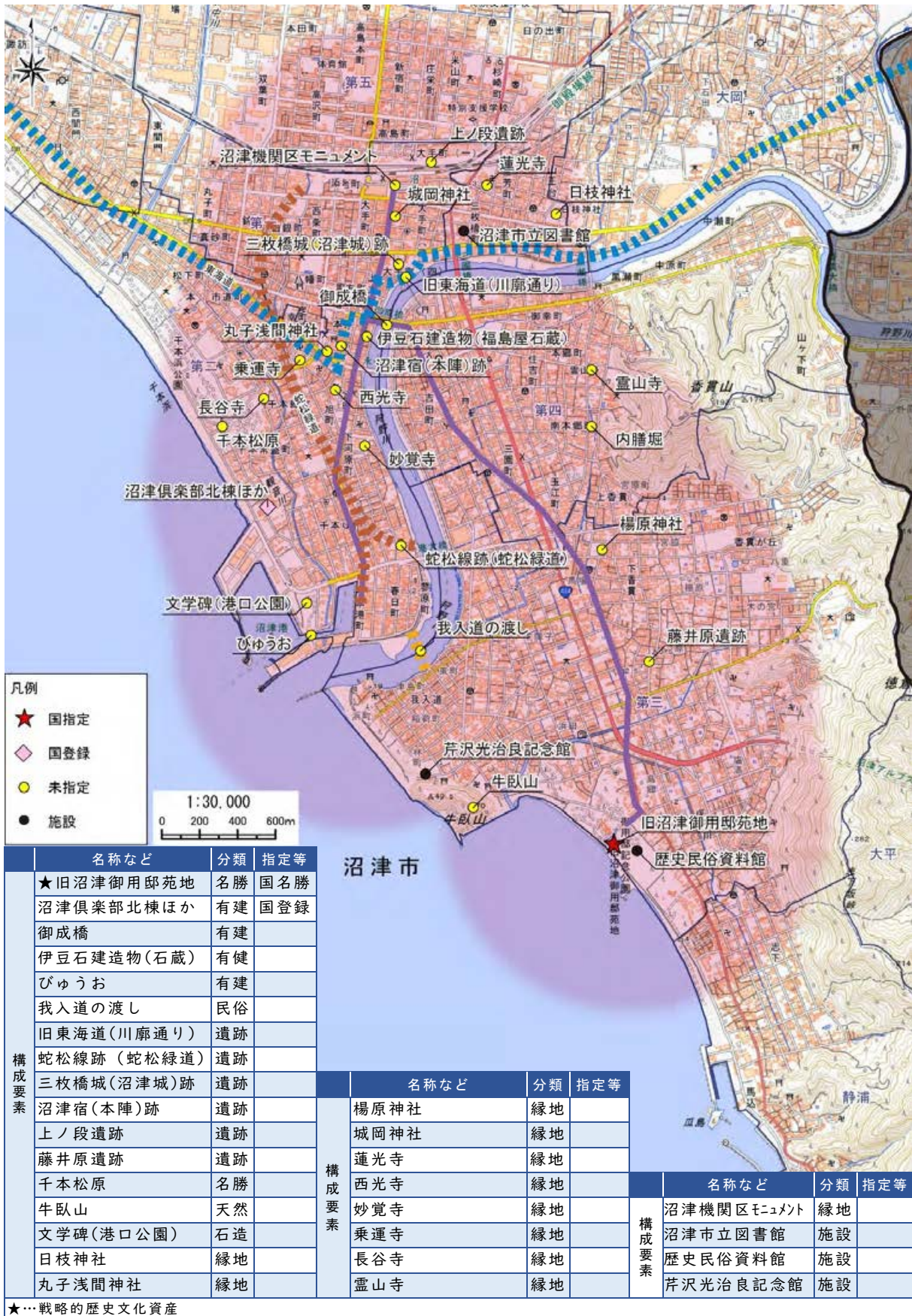


図35 沼津駅－沼津港・御用邸往還周辺の保存活用区域の範囲と構成要素

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料集



旧沼津御用邸苑地（東附属邸）



沼津倶楽部北棟・同南棟



沼津本丸址石碑（中央公園）



御成橋



沼津御用邸記念公園上空から活用区域を望む



乗運寺



伊豆石建造物（福島屋石蔵）



沼津機関区モニュメント（沼津駅前広場）



(2) 保存活用区域の現状と課題・方針・措置

この区域は本市で最も観光客が訪れる場所です。訪問先である沼津港や沼津御用邸記念公園と沼津駅とを結ぶルート周辺の歴史文化資産の保存・活用を目指していきます。

①現状と課題

この区域には近代の別荘地に関わる歴史文化資産があり、国指定名勝の旧沼津御用邸苑地の保存・活用を中心に、多彩な歴史文化資産の保存・活用に取り組みます。

なお今後この区域の一部では、中心市街地の再開発が進んでいく見込みです。市街地の再生が進む中、歴史文化資産の保存・活用の方法については、再生との両立を基本理念としながら具体的事業の検討を進めていきます。

◆歴史文化資産を把握する[調査]

A：この区域には石造物のほか、火災や戦災を免れた石蔵や、中心市街地として戦後の復興、高度経済成長を支えた建造物がありますが、全体的な残存状況についての把握に至っていません。

B：把握できている近現代建造物や石造物について、詳細調査が未実施のものがあります。

◆歴史文化資産を守る[保存]

A：旧沼津御用邸苑地内では、クロマツ林の^{りんそう}林相の変化や^{ふぞくてい}西附属邸・東附属邸などの施設の劣化がみられます。

B：歴史的価値の認められている近現代建造物に対する保護が進んでいません。

◆歴史文化資産を磨く[活用]

A：旧沼津御用邸は、本市に貸与されて公園として利活用されてきましたが、クロマツ林の管理が不十分であったため、来訪者に名勝地としての価値が伝えきれていません。

B：歴史文化資産が豊富なことが、区域内の人だけではなく観光客や歴史散策をする人などに伝わっていません。

C：寺院などが所有する歴史文化資産の中には、一般公開が限定され、活用しきれていないものがあります。

D：沼津御用邸記念公園は主要な観光地ですが、周辺の歴史文化資産を訪問することにつながっていません。

◆地域総がかりで取り組む[連携]

A：沼津御用邸記念公園などの歴史文化資産では、観光ボランティアガイドが観光客へのガイドを担っていますが、ガイドの育成に際して、市の支援が望まれています。

B：専門的知見を必要とする歴史文化資産についての、調査や保存・活用が進んでいません。



②方針

旧沼津御用邸苑地のクロマツ林の保全などを重点的に行うとともに、区域内の歴史資産への周遊を図る取組を行っていきます。区域内の方針は次のとおりです。

◆歴史文化資産を把握する[調査]

- A：文化財まちあるきマップ作成のための調査を通じて、現存する近現代建造物や石造物の把握調査を行います。
- B：市街地の再開発や建物の老朽化状況などを勘察しながら、滅失の危険性が高い近現代建造物や石造物から優先的に詳細調査を実施していきます。

◆歴史文化資産を守る[保存]

- A：旧沼津御用邸苑地のクロマツ林の保全や、西附属邸・東附属邸などの現存する建物の修理などを検討していきます。
- B：国の登録有形文化財制度などによる保護を図ります。

◆歴史文化資産を磨く[活用]

- A：旧沼津御用邸苑地の計画的な環境整備を行います。
- B：区域内外の人に、この区域の歴史文化の魅力を伝えていきます。
- C：寺院などの所有者に対し、さらなる歴史文化資産の公開を働きかけます。
- D：周遊性向上のため、訪問者に周辺の歴史文化資産の情報を伝えていきます。

◆地域総がかりで取り組む[連携]

- A：観光ボランティアガイドなどと連携し、ガイドの育成を支援します。
- B：専門家・関係団体との連携体制を整えます。

③措置

◆歴史文化資産を把握する[調査]

番号 (種別)	事業項目	事業内容	実施期間								実施 主体	財源	
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14			
01再 (継続)	A 文化財まちあるきマ ップ作成のための調 査	文化財まちあるきマップ作成のための資料・現地調査を通じて、近現代建造物、文化的景観・伝統的建造物群、未指定の石造物の把握調査を行う。	毎年									文/地/関	市
06再 (新規)	B 近現代建造物・石造物 の詳細調査	専門家・関係団体と協力し、近現代建造物や石造物の詳細調査(記録作業)を実施する。				随時					文/所/専 /関	市	

◆歴史文化資産を守る[保存]

番号 (種別)	事業項目	事業内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
33再 (継続)	A ★旧沼津御用邸苑地 の整備	作成した整備計画に基づき、旧沼津御用邸苑地の計画的な整備を進める。									緑/文	特 市
10再 (継続)	B 文化財登録原簿への 登録の提案	国の登録制度による保存・活用が妥当と判断されるものについては、国に文化財登録原簿への登録を提案する。	随時								文	市



番号 (種別)	事業項目	事業内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
12再 (新規)	国登録文化財の登録 などの支援	国登録へ向けた所有者支援や登録後の 諸支援を行う。	→ 随時								文	市

◆歴史文化資産を磨く[活用]

番号 (種別)	事業項目	事業内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
80 (新規)	A ★旧沼津御用邸苑地 の名勝としての価値 の発信	旧沼津御用邸苑地のクロマツ林の保全 などを図ることにより、名勝としての 価値を伝える。	→								緑/文	特 市
45再 (継続)	文化財まちあるきマ ップの作成・公開	地域毎に文化財まちあるきマップを作 成・頒布し、ネット公開などを行う。	→ 随時								文/地	市
46再 (継続)	文化財まちあるきマ ップの活用	ウォーキングなど文化財まちあるきマ ップを活用したイベントを開催する。	→ 随時								文/地	市
51再 (新規)	B ガイドブック・マップ などの作成・公開	歴史文化資産を解説するガイドブック やテーマ別の歴史文化資産マップなど を作成・頒布し、HPなどで公開する。	→ 随時								文	市
37再 (継続)	解説動画の作成・公開	歴史文化資産の現地解説動画を作成し、 インターネットなどで公開する。	→ 随時								文	市
81 (新規)	C 歴史文化資産の特別 公開促進	歴史文化資産を所有する寺院などに、 さらなる公開を促すとともに、特別公 開や関連イベントの開催を支援する。	→								所/文	市
52再 (継続)	D 広報紙やHP、SNS などでの情報発信	関連部局と連携して歴史文化資産、イ ベント情報を、広報紙やHP、文化振興 課及び生涯学習課のSNSを活用して 発信していく。	→ 随時								文/博/広 /観/生	市

◆地域総がかりで取り組む[連携]

番号 (種別)	事業項目	事業内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
63再 (継続)	A ガイド養成支援	ガイドの養成支援のための講座へ市から 講師を派遣する。	→ 随時								文/関	市
64再 (継続)	関係団体(研究会)と の連携	歴史文化資産の保存・活用のため、イ ベント開催、情報交換などを行っていく。	→ 随時								文/関	市
65再 (継続)	B 専門家との連携強化	歴史文化資産の保存などのため、大学 の教員や樹木医、ヘリテージセンター などの専門家との協力を強化する。	→ 随時								文/専	市

凡例

【事業項目】★：重点事業項目

【種別】 新規：新規の措置 継続：継続の措置

【実施主体】 文：文化振興課(文化財担当)、博：文化振興課(博物館等)、緑：緑地公園課、生：生涯学習課、
地：地域住民、所：文化財所有者・管理者、専：専門家、関：関係団体、自：関係市町、観：観光戦略課

【財源】 市：市単費 特：特定財源(国・県補助金など)

【実施期間】 毎年：毎年実施 随時：必要に応じて期間中に複数回実施 未記載：期間中に実施



4 内浦湾周辺 ～豊かな海と山に育まれた地域～

(1) 保存活用区域の概要

①概要

計画範囲は、内浦地区と隣接する西浦地区の一部としました。この区域は本市の南部地域に位置し、集落は主に海岸部にあり、後背に山地を抱えています。山地を越える道は伊豆の国市の長岡などに通じており、地理的には伊豆内陸部への海からの玄関口としても重要な場所です。

長浜城跡や沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具をはじめ、後背の山地の一部を利用したみかん栽培、山奥に残るスギの大木、伊豆内陸部を結ぶ道に関する歴史文化資産などがあります。

②歴史文化資産の内容

長浜城跡は戦国時代の北条水軍の拠点城郭跡で、安宅船と呼ばれる大型の船が停留し、周辺の漁民が番銭や人夫を負担して水軍を支えていました。江戸時代には、各漁村に津元と呼ばれる中心的な家があり、津元のもと一致団結して回遊してきた大量のマグロなどを捕獲する建切網漁が行われてきました。歴史民俗資料館が所蔵する重要有形民俗文化財の「沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具」は、建切網漁をはじめとするこの地域の漁業に関わる用具類です。その歴史が記された古文書も良好に伝わっています。長井崎遺跡は海沿いの高台にある縄文時代の遺跡で、海と深く関わりのあった人々の集落跡と考えられます。

集落の後背の山地は、近代に入るとみかん栽培の農地として開発されました。みかん栽培は、現在では「西浦みかん」のブランド名を持つ主要産業になっています。また、西浦河内の山奥にはかつて江戸幕府の御林があり、長年大切に管理されてきたため河内の大スギ・河内の稲荷スギなどの大木が残っています。山地や海沿いには岩体が露出しているところもあり、淡島などには近世に城郭などの石垣用の石材を切り出した遺跡があります。

江戸時代以前、内陸部に行くためには峠を越える必要がありました。近代になると道路建設に伴い隧道が整備され、利便性が向上しました。明治時代に整備された三津坂隧道は、伊豆半島に現存する石造りの隧道では最古のものです。

この区域には、近世後半から近代の建造物が数多く残ります。禅長寺頼政堂をはじめ、市内最古の住宅建築の海瀬家住宅主屋などがあります。ほかにも大川家長屋門や安田屋旅館松棟・月棟、伊豆地域から採掘された石を使用した住宅や蔵などの伊豆石建造物が残ります。特に重須や久連では伊豆石建造物が点在し、独特の景観を作り出しています。この区域の歴史文化資産の一部はアニメ（「ラブライブ！サンシャイン!!」）に登場したことから、聖地巡礼の観光客が増えています。



③ 範囲と構成要素

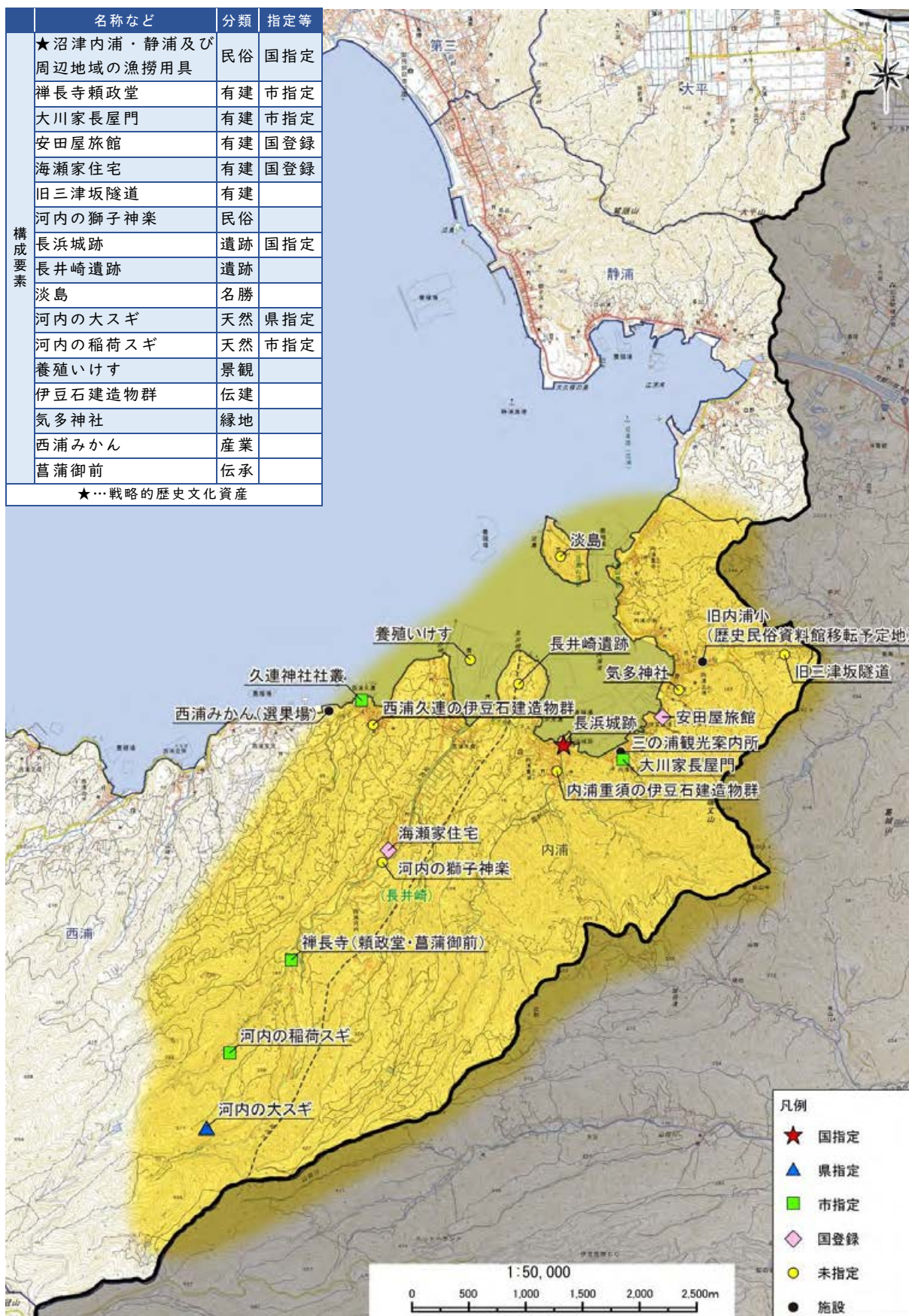


図36 内浦湾周辺保存活用区域の範囲と構成要素

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
資料集



沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具



長浜城跡



河内の大スギ



旧三津坂隧道



禅長寺頼政堂



大川家長屋門



海瀬家住宅主屋



重須の伊豆石建造物



(2) 保存活用区域の現状と課題・方針・措置

この区域は、海に関係する歴史文化資産が豊富な場所です。歴史民俗資料館が旧内浦小学校への移転を進めていることから、本区域では所蔵する漁撈用具を中心としながら、個々の区域内の歴史文化資産の特性を活かし、一体的な活用を目指します。

① 現状と課題

歴史民俗資料館の移転にあわせ、収蔵する重要有形民俗文化財の漁撈用具（「沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具」）の保存・活用が本区域の最大の課題です。以下に本区域の現状と課題を示します。

◆歴史文化資産を把握する[調査]

A：重須や久連などの旧道沿いには、石蔵などの近現代建造物や石造物が比較的多く残っていますが、これまで十分な調査が行われていません。また、遺跡の調査も不足しています。

◆歴史文化資産を守る[保存]

A：歴史民俗資料館の所蔵する重要有形民俗文化財の漁撈用具について、移転にあわせた将来的な保存・活用の方針が定まっています。

B：石蔵をはじめとする近現代建造物は、老朽化による取壊しなどが進んでいます。

C：集落から離れたところにある河内の大スギをはじめとする歴史文化資産への歴史災害による被害を確認するための対応が不足しています。

◆歴史文化資産を磨く[活用]

A：歴史民俗資料館が所蔵する重要有形民俗文化財の漁撈用具は、現在の施設では展示室のスペースの制約から、展示内容・方法が限定的となっており、その価値が十分に伝えきれていません。

B：長浜城跡には、水冷破碎溶岩すいれい はさいようがんやベンケイガニ科のカニが生息するなど、豊かな自然も残っていますが、城跡としての活用が主であり、周辺の自然を活かしきれていません。また、便益施設に老朽化が見られます。

C：現地にたどり着くことが不便な歴史文化資産の情報発信が不十分です。

D：魚類養殖や西浦みかんの栽培に代表される産業がありますが、これに関わる歴史文化が十分に知られていません。

E：アニメ（「ラブライブ！サンシャイン!!」）に登場した歴史文化資産を訪問する域外からの観光客は多いものの、この地の歴史文化が十分に知られていません。

◆地域総がかりで取り組む[連携]

A：長浜城跡では地元団体の協力を得て維持管理をおこなっていますが、高齢化の中、活動の継続性が不透明です。

B：魚類養殖や西浦みかんなどの歴史的背景をもつ産業について歴史文化の側面を活か



しきれていません。

②方針

歴史民俗資料館の移転を進め、重要有形民俗文化財の漁撈用具の保存・活用を重点的に推進していきます。それぞれの方針は以下のとおりです。

◆歴史文化資産を把握する[調査]

A：歴史文化資産の計画的な調査を実施します。

◆歴史文化資産を守る[保存]

A：歴史民俗資料館の移転にあたり、重要有形民俗文化財の漁撈用具の適切な保存に努めます。

B：詳細調査などにより、歴史的価値が明らかとなった建造物については、所有者にその価値を伝え、文化財登録原簿への登録による保護や登録支援に努めます。

C：市と地域住民が協力して、自然災害時における歴史文化遺産の現状把握を行います。

◆歴史文化資産を磨く[活用]

A：歴史民俗資料館の移転にあたり、展示スペースにあわせ重要有形民俗文化財の漁撈用具の特徴を活かした展示に努めます。

B：長浜城跡は、地形・地質や周辺の動植物などの自然的要素を含めた多様な活用を図ります。また、老朽化した便益施設の更新などを進めます。

C：現地に行かなくても知ることができる効果的な情報発信に努めます。

D：産業と歴史文化の関わりについて、地元での理解を促進します。

E：「聖地巡礼」の観光客に対する、歴史文化資産の情報発信を図ります。

◆地域総がかりで取り組む[連携]

A：長浜城跡の維持管理について、地元団体などとの持続可能な仕組み作りを検討します。

B：産業に関わる歴史文化の発信のため、関係団体との連携を図ります。

③措置

◆歴史文化資産を把握する[調査]

番号 (種別)	事業項目	事業内容	実施期間								実施 主体	財源	
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14			
06 再 (新規)	近現代建造物・石造物 の詳細調査	専門家・関係団体と協力し、近現代建造物や石造物の詳細調査(記録作業)を実施する。										文/所/専 /関	市
02 再 (継続)	A 埋蔵文化財包蔵地の把握調査	計画的な踏査、市内全域で試掘・確認調査を行い、埋蔵文化財包蔵地の内容把握に努める。										文	特市



◆歴史文化資産を守る[保存]

番号 (種別)	事業項目	事業内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
82 (新規)	A	★重要有形民俗文化財「沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具」の保存	→								文/博	特市
10再 (継続)	B	文化財登録原簿への登録の提案	→								文	市
11再 (新規)	B	国登録文化財の登録などの支援	→								文	市
18再 (継続)	C	記念物などのパトロール	→								文	市

◆歴史文化資産を磨く[活用]

番号 (種別)	事業項目	事業内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
83 (新規)	A	★沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具の展示	→								文/博	特市
84 (継続)	B	長浜城跡の多様な活用	→								文/地	市
85 (継続)	B	長浜城跡の便益施設の再整備	→								文	市
37再 (継続)	C	解説動画の作成・公開	→								文	市
86 (新規)	D	産業と歴史文化資産に関わる学習機会の創出	→								文	市
87 (継続)	E	アニメの「聖地」などの資料配布	→								文/関	市

◆地域総がかりで取り組む

番号 (種別)	事業項目	事業内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
88 (継続)	A	長浜城跡維持管理のための連携体制の構築	→								文/地	市
89 (新規)	B	地域住民・関係団体との情報発信における連携	→								文/地/ 関	市

凡例

【事業項目】★：重点事業項目

【種別】 新規：新規の措置 継続：継続の措置

【実施主体】 文：文化振興課（文化財担当）、博：文化振興課（博物館等）、所：文化財所有者・管理者、地：地域住民、専：専門家、関：関係団体

【財源】 市：市単費 特：特定財源（国・県補助金など）

【実施期間】 毎年：毎年実施 随時：必要に応じて期間中に複数回実施 未記載：期間中に実施



表28 関連文化財群と文化財保存活用区域の現状と課題・方針・措置

	基本方針	現状と課題
【関連文化財群】 1 スルガのクニの古墳文化	歴史文化資産を把握する	A：埋蔵文化財包蔵地については、踏査や試掘調査を通して適切な把握に努めていますが、愛鷹山麓などの林や茶畑の中などには、未発見の古墳が存在している可能性があります。
	歴史文化資産を守る	A：高尾山古墳をはじめとして、現地に残されている古墳の中には、未指定のため、将来的な保存が図れない恐れがあります。
		B：民間や公共事業に伴う開発が、古墳などの埋蔵文化財包蔵地へ影響を及ぼす可能性避けられません。
	歴史文化資産を伝える	A：高尾山古墳の価値を、現地への訪問者に十分に伝えきれていません。
		B：過去の整備事業などで現地に設置した説明看板の中には、劣化が進むものの更新されていないものがあります。また、現地に保存された古墳の中には、説明看板など、訪問者にその価値を伝える環境が整えられていないものがあります。
		C：展示や講演会などは博物館等で行われることが多く、地域住民が歴史文化資産に触れる場が十分ではありません。
		D：地域住民に、地元に残る古墳のことが十分に知られていません。
	地域総がかりで取り組む	A：古墳の魅力を訪問者に伝えるために、市民の力を活かしきれていません。
		B：古墳の活用にあたり、隣接する市町との連携が十分に図れていません。
	【文化財保存活用区域】 興国寺城跡・白隠の里周辺	歴史文化資産を把握する
歴史文化資産を守る		A：放水路建設による排水対策や農業の近代化により、浮島低地の湿田農耕を特徴づける農具やその様子を知る人々が地元から失われつつあります。
		B：興国寺城跡は、整備事業の実施に向け指定地内の公有地化を目指していますが、対象となる土地の公有地化が完了していません。
歴史文化資産を伝える		A：興国寺城跡は、現地への訪問者に対し、その価値を伝えるための環境が十分に整っていません。また、訪問者受け入れのための便益施設なども不足しています。さらに整備状況の進捗がじゅうぶんに知られていません。
		B：この区域には、地域の歴史文化を特徴づける井出丸山遺跡をはじめとする歴史文化資産が数多くあるほか、中世・近代の道なども十分に知られていません。
		C：興国寺城跡や大泉寺、帯笑園など個々の歴史文化資産を訪れる人はいますが、区域内を周遊する人は多くありません。
		D：NEOPASA駿河湾沼津（駿河湾沼津サービスエリア）などの域内の商業施設は多くの訪問者で賑わっていますが、利用者が区域内の歴史文化資産を知る機会は十分ではありません。
		E：旧東海道を歴史散策する観光客は多くいますが、原宿の歴史文化の魅力を伝えきれていません。
地域総がかりで取り組む		A：記念物等の歴史文化資産の保存・活用に関して、行政の力だけでは十分に対応しきれないものがあります。
		B：この区域では歴史文化資産の保存・活用に取り組む地元団体などの活動が活発ですが、さらなる市の支援が望まれています。
	C：隣接する富士市とは、古墳や阿野全成、東海道、農耕用具などの共通する歴史文化の特徴を持ちますが、活用のための連携が不十分です。	



実施方針

措置



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料集



基本方針

現状と課題

【文化財保存活用区域】 沼津駅―沼津港・沼津御用邸往還周辺	歴史文化資産を把握する	A：この区域には石造物のほか、火災や戦災を免れた石蔵や、中心市街地として戦後の復興、高度経済成長を支えた建造物がありますが、全体的な残存状況についての把握に至っていません。 B：把握できている近現代建造物や石造物についても、詳細調査が未実施のものがああります。
	歴史文化資産を守る	A：旧沼津御用邸苑地内では、クロマツ林の林相の変化や西附属邸・東附属邸などの施設の劣化がみられます。 B：歴史的価値の認められている近現代建造物に対する保護が進んでいません。
	歴史文化資産を伝える	A：旧沼津御用邸は、本市に貸与されて公園として利活用されてきましたが、クロマツ林の管理が不十分であったため、来訪者に名勝地としての価値が伝えられていません。 B：歴史文化資産が豊富なことが、区域内の人だけではなく観光客や歴史散策をする人などに伝わっていません。 C：寺院などが所有する歴史文化資産の中には、一般公開が限定され、活用しきれていないものがあります。 D：沼津御用邸記念公園は主要な観光地ですが、近代別荘地などの周辺の歴史文化資産を訪問することにつながっていません。
	地域総がかりで取り組む	A：沼津御用邸記念公園などの歴史文化資産では、観光ボランティアガイドが観光客へのガイドを担っていますが、ガイドの育成に際して、市の支援が望まれています。 B：専門的知見を必要とする歴史文化資産についての、調査や保存・活用が進んでいません。
	歴史文化資産を把握する	A：重須や久連などの旧道沿いには、石蔵などの近現代建造物や石造物が比較的多く残っていますが、これまで十分な調査が行われていません。また、遺跡の調査も不足しています。
【文化財保存活用区域】 内浦湾周辺	歴史文化資産を守る	A：歴史民俗資料館が所蔵する重要有形民俗文化財の漁撈用具について、移転にあわせた将来的な保存・活用の方針が定まっていません。 B：石蔵をはじめとする近現代建造物は、老朽化による取壊しなどが進んでいます。 C：集落から離れたところにある河内の大スギをはじめとする歴史文化資産への歴史災害による被害を確認するための対応が不足しています。
	歴史文化資産を伝える	A：歴史民俗資料館が所蔵する重要有形民俗文化財の漁撈用具は、現在の施設では展示内容・方法が限定的となっており、その価値が十分に伝えられていません。 B：長浜城跡には、水冷破碎溶岩やベンケイガニ科のカニが生息するなど、豊かな自然も残っていますが、城跡としての活用が主であり、周辺の自然を活かしきれていません。また、便益施設に老朽化が見られます。 C：市街地から離れているため、現地にたどり着くことが不便な歴史文化資産の情報発信が不十分です。 D：魚類養殖や西浦みかんの栽培に代表される産業がありますが、これに関わる歴史文化が十分に知られていません。 E：アニメ（「ラブライブ！サンシャイン!!」）に登場した歴史文化資産を訪問する域外からの観光客は多いものの、この地の歴史文化が十分に知られていません。
	地域総がかりで取り組む	A：長浜城跡では地元団体の協力を得て維持管理を行っていますが、高齢化の中、活動の継続性が不透明です。 B：魚類養殖や西浦みかんなどの歴史的背景を持つ産業について歴史文化の側面を活かしきれていません。



実施方針

措置



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料集



第7章 歴史文化資産の防災・防犯

第1節 防災・防犯に関する現状と課題

防災・防犯にあたっては、これまでに市内で発生した災害の状況を鑑みるとともに、市や県の防災計画や国からの指針等に基づいた対策に取り組みます。

I 防災に関する現状と課題

(1) 自然災害など

想定される自然災害とその内容

①地震・津波

著しい建物の倒壊や津波被害が想定される地震としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）があります。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があります。また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性が考えられます。

②風水害

市内の主要河川としては、中央地域を流れる狩野川、黄瀬川、新中川、西部地域を流れる沼川、高橋川があります。特に狩野川については昭和33年（1958）の狩野川台風以来、放水路の整備などの治水対策が進んでいます。しかし、近年気候変動により、局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生リスクが高まっています。

また、駿河湾に面し長い海岸線を持っているため、防潮堤の整備が進んでいない地域には、台風や低気圧などによる高潮・高波被害が予想されます。

③土砂災害

市内には、急傾斜地崩壊危険個所が253か所、土石流危険渓流が129か所、合計382か所の土砂災害危険個所があります。そのうち土砂災害（特別）警戒区域が380か所（いずれも令和3年（2021）12月28日現在）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想されます。

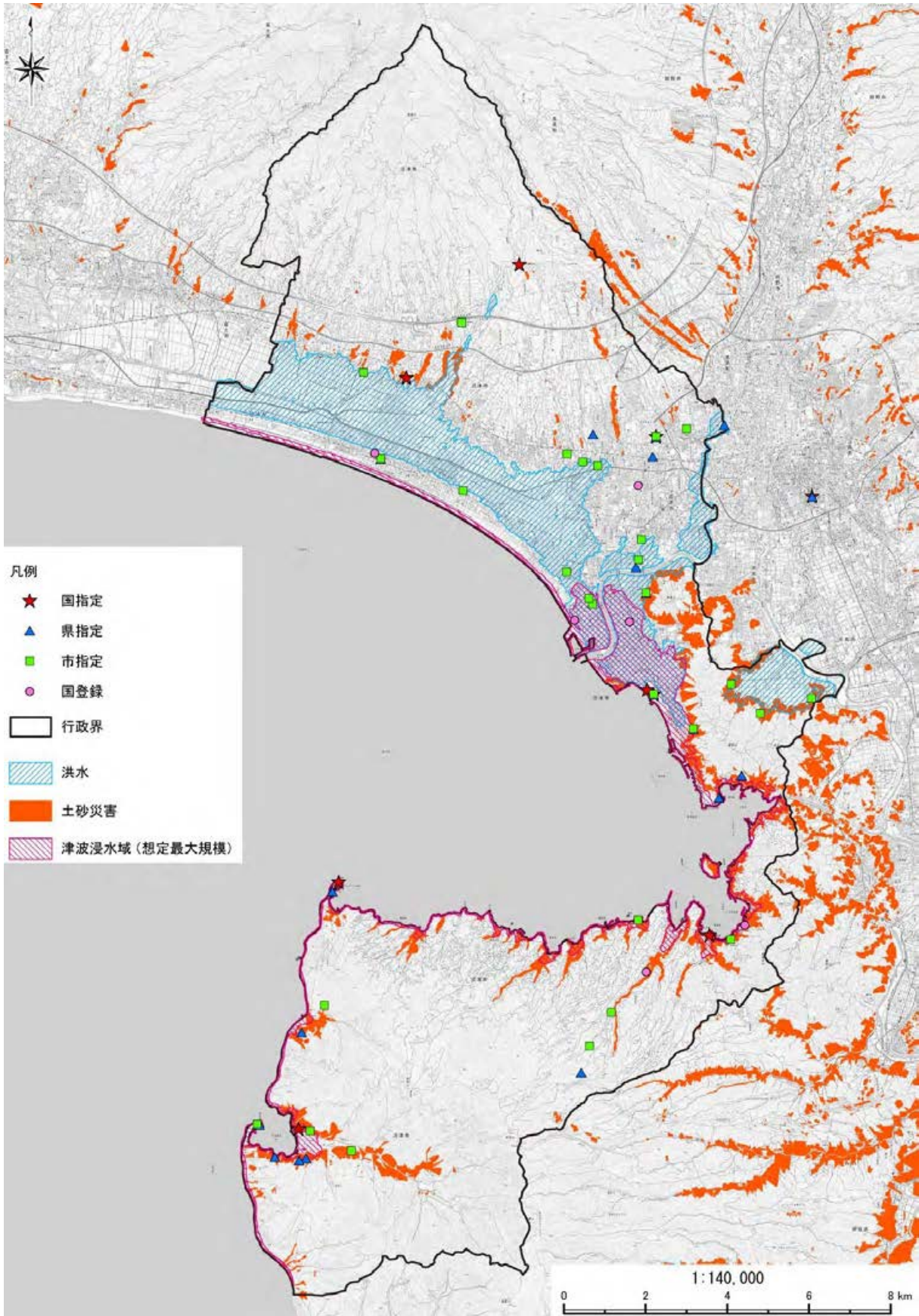


図 37 被災想定範囲

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料集



市域の広い範囲で地震などの被害が懸念され、「沼津市地域防災計画（令和5年（2023）3月修正）」及び「静岡県地域防災計画（令和5年（2023）8月修正）」に基づきながら対策に取り組んでいます。

- A：市域には、洪水、土砂災害、津波浸水域といった自然災害の被害想定区域が示されていますが、本市と歴史文化資産の所有者との間で、想定される被害についての情報共有が不足しています。
- B：地震などの自然災害により破損の恐れがある建造物などの歴史文化資産があります。
- C：大規模な災害が発生した際における、被災文化財の情報把握、救済手順に対する検討が不十分です。また、防災関係者との具体的連携の手順が十分に整理されていません。

（2）火災

防火対策に関するガイドライン等

- ・国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン（令和2年（2020）12月文化庁・消防庁・国土交通省改訂）
- ・国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防災訓練マニュアル（令和2年（2020）3月消防庁作成）
- ・国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン（令和元年（2019）9月文化庁作成）
- ・世界遺産・国宝等における防火対策5ヶ年計画（令和元年（2019）12月文化庁作成）」

平成31年（2019）4月には、フランスのノートルダム寺院、令和元年（2019）10月には、沖縄県の国史跡^{しゅりじょうあと}首里城跡で大規模な火災が発生しています。本市でも、戦前には大規模な火災が度々発生し、冬季は強い西風が吹くため被害が拡大する恐れがあります。歴史文化遺産の防火対策の実施については、上記ガイドライン等に基づきますが、防火訓練や防火施設の設備が不十分なものがあります。

- A：毎年1月26日の「文化財防火デー」前後において、本市では大瀬崎^{おおせさき}のビャクシン樹林や重要文化財松城家住宅で防火訓練を実施しています。しかし、他の歴史文化遺産では防火訓練が十分でないものもあります。
- B：指定等文化財においては、所有者と連携して防火対策を実施してきましたが、設備の点検や更新が不十分なものもあります。他の歴史文化資産においては、文化対策の状況の把握が十分にできていません。



2 防犯に関する現状と課題

防犯対策に関するガイドラインなど

- ・文化財の防犯対策について（通知）（平成27年（2015）4月30日 27財伝文第8号、文化庁）

寺院などで仏像などの盗難や、指定文化財建造物の汚損などが発生する場合があります。上記の通知などにに基づきながら、巡回や防犯設備の強化、警察署と連携した対策を推進する必要があります。

- A：防犯に関する所有者との情報共有が不足し、防犯対策の状況を把握できていないものもあります。
- B：盗難について不安を感じる所有者も少なくないため、所有者が行っている防犯設備の設置・更新に対して助言・指導などを行う必要があります。
- C：人が常駐しない場所にある歴史文化資産は、盗難やき損が懸念されます。
- D：地域の犯罪に熟知している地元警察署との情報交換が不十分です。

3 発災時の対応に関する現状と課題

災害発生時においては、「沼津市地域防災計画（令和5年（2023）3月修正）」および「静岡県文化財防災マニュアル」に従って、国・県・市・所有者との間で被害状況についての情報共有を行い、被災した歴史文化資産について適切な救済措置を図る必要があります。

- A：大規模な災害が発生した際、本市だけでは市内の歴史文化資産の情報収集や被災した文化財の救済に対応しきれない可能性があります。

第2節 防災・防犯に関する方針

所有者とよく協議をしながら、次のとおり防災・防犯対策を講じ、災害発生時に備えた連携強化を図ります。

1 防災に関する方針

(1) 自然災害など

所有者に対する自然災害の被害想定区域の周知や、防災対策の助言に取り組みます。

- A：自然災害の被害想定を元に、や想定される歴史文化資産への被害についての情報共有を図ります。



- B：歴史文化遺産の耐震対策などを所有者と進めます。
- C：被災文化財の情報収集、救済手順を検討するために、防災関係者と連携したコミュニケーションを行っていきます。

(2) 火災

定期的な防火に対する訓練などを実施するとともに、所有者と協力して防火対策に取り組めます。

- A：定期的な防火訓練などを継続・拡充します。
- B：防火対策の状況把握を行い、防火設備が不十分なものは対策を促します。

2 防犯に関する方針

防犯状況について把握し、所有者と防犯対策に取り組むとともに警察署とも情報共有を図ります。

- A：防犯対策状況の把握に努めます。
- B：所有者と協議をして防犯対策に取り組めます。
- C：定期的な巡回の実施、強化を図り、所有者が対応しきれないものは、市への寄託を促します。
- D：指定等文化財などについて沼津警察署と情報共有を図り防犯対策に取り組めます。

3 発災時の対応に関する方針

大規模な災害が発生した場合は、まず情報収集を行い、状況に応じて関係機関と協力した文化財レスキューに取り組めます。

- A：災害発災時は、迅速な情報収集に努め、状況に応じた被災した文化財の救済に取り組めます。



第3節 防災・防犯に関する措置

1 防災に関する措置

番号 (種別)	事業項目	事業内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
①自然災害など												
07再 (継続)	A 指定文化財の所在・状態等確認調査	定期的(年1回)に、指定文化財の所有者を訪問し、指定文化財の所在確認、防災・防犯対策の状況確認を行う。	毎年								文/所	市
90 (継続)	所有者との防災・防犯情報共有強化	災害による被害・防犯について所有者と情報共有を図り、対策を協議していく。									文/所/危 /河	市
28再 (継続)	B 歴史文化資産の防災・防犯強化	現状の把握を行い、所有者に防災補助制度・設備更新の案内や周知、支援を行う。	随時								文/所	特市
91 (継続)	耐震対策などの促進	耐震診断や耐震対策工事などの助言・指導、支援を行う。									文/所	特市
30再 (新規)	C 被災文化財の救済・防災関係団体との連携強化	静岡県文化財等救済ネットワークや静岡県ヘリテージセンター、文化財防災センターと連携を強化する。									文/博	市
92 (新規)	C 発災時シミュレーションの実施	発災時の対応の優先順位の検討やシミュレーションを行う。									文/所	市
②火災												
26再 (継続)	A 防火訓練などの実施	文化財防火デーに大瀬崎のビヤクシン樹林などで防火訓練を実施するほか、その他の歴史文化資産での実施も検討する。	毎年								文/所/地	市
28再 (継続)	B 歴史文化資産の防災・防犯強化	現状の把握を行い、所有者に防災補助制度・設備更新の案内や周知、支援を行う。	随時								文/所	特市
27再 (継続)	B 防火施設整備促進	放水銃・消火栓などの防火設備の点検・設置・更新、耐火収蔵庫などの設置に対する助言・指導、支援を行う。									文/所	特市

2 防犯に関する措置

番号 (事業)	事業項目	事業内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
防犯												
07再 (継続)	A 指定文化財の所在・状態等確認調査	定期的(年1回)に、指定文化財の所有者を訪問し、指定文化財の所在確認、防災・防犯対策の状況確認を行う。	毎年								文/所	市
90再 (継続)	所有者との防災・防犯情報共有強化	災害による被害・防犯について所有者と情報共有を図り、対策を協議していく。									文/所/危 /河	市
28再 (継続)	B 歴史文化資産の防災・防犯強化	現状の把握を行い、所有者に防犯補助制度・設備更新の案内や周知、支援を行う。	随時								文/所	特市
91 (新規)	C 文化財巡回の実施強化	指定文化財を中心に、防犯対策に懸念がある未指定文化財も含めて、巡回の強化を検討していく。									文	市



番号 (事業)	事業項目	事業内容	実施期間								実施 主体	財源	
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14			
29 再 (継続)	歴史文化資産の受入	所有者の十分な管理が難しい歴史文化資産については、市内の博物館などで受入れる。	→ 随時								文/博	市	
92 (新規)	D 沼津警察署への情報提供	指定等文化財の防犯について、沼津警察署に情報提供を行う。										文	市

3 発災時の対応に関する措置

番号 (事業)	事業項目	事業内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
発災時												
31 再 (新規)	A 災害発災時の被災文化財状況確認、被災文化財の救済	大規模な災害が発生した場合は、県などと情報共有を図りながら、情報収集や被災文化財の救済に取り組む。	→ 随時								文/関	市

凡例

【種別】 新規：新規の措置 継続：継続の措置

【実施主体】 文：文化振興課（文化財担当）、博：文化振興課（博物館等）、地：地域住民、所：文化財所有者・管理者、専：専門家、関：関係団体、自：関係市町

【財源】 市：市単費 特：特定財源（国・県補助金など）

【実施期間】 毎年：毎年実施 随時：必要に応じて期間中に複数回実施 未記載：期間中に実施



第4節 防災・防犯の推進体制

歴史文化資産の保存にあたっては、その損失を未然に防ぐことが非常に重要であることから、所有者・管理者、地域住民、沼津市、消防署、警察署連携のもと、防災・防犯対策を実施します。

災害が発生した場合には、静岡県文化財等救済ネットワーク（事務局：静岡県文化財課）の構成団体や静岡県文化財等救済支援員・静岡県文化財建造物監理士等とも情報共有を行い、被災状況の把握に努めます。また、被災した歴史文化資産の文化財救済にあたっては、文化庁・静岡県に指導・支援を仰ぎながら、（独）国立文化財機構文化財防災センター（静岡県担当：奈良国立博物館）や静岡県文化財等救済ネットワークと連携して取り組みます。

防犯では沼津警察署などと情報交換を行いながら、所有者・管理者と対策を進めます。

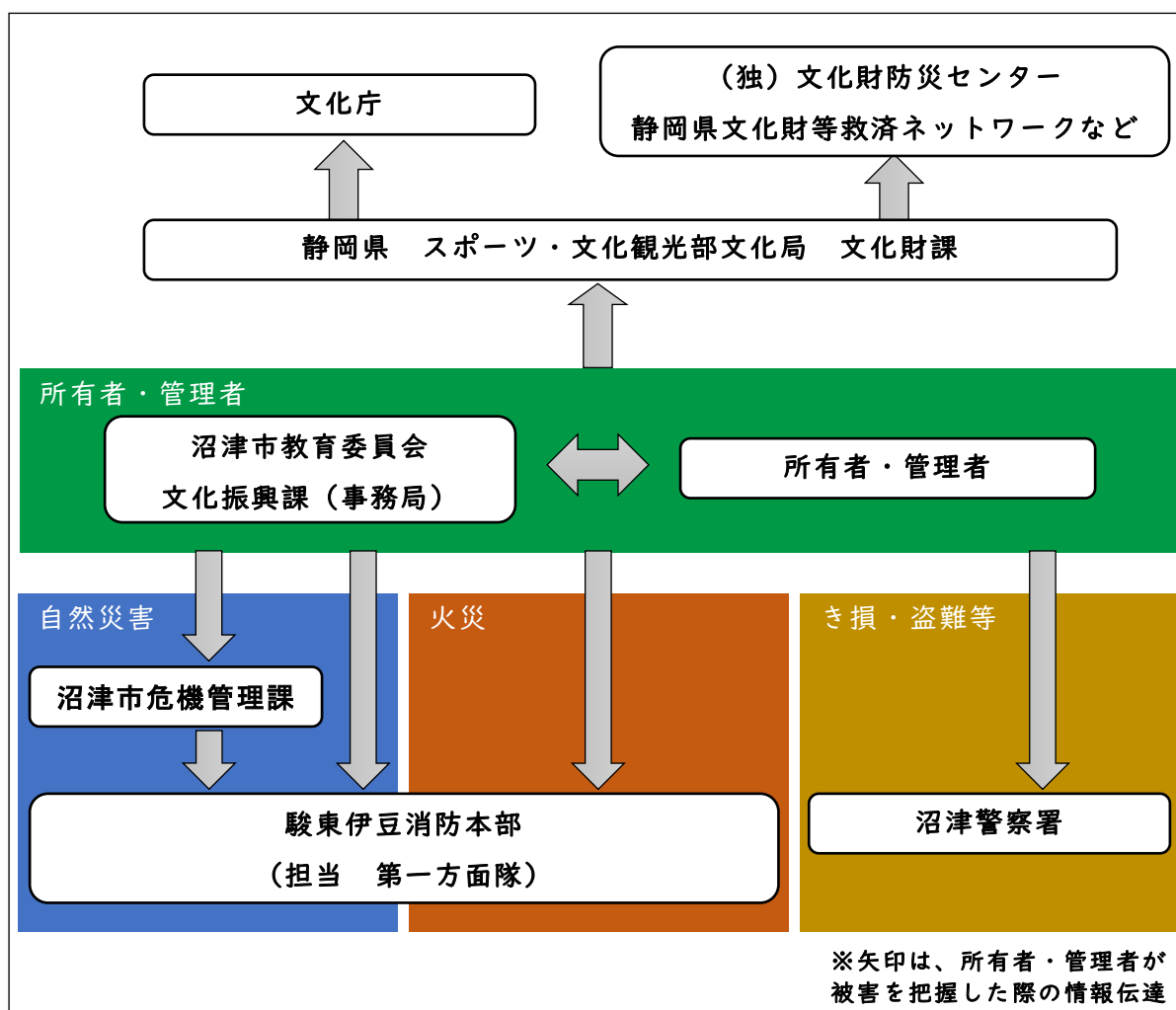


図38 災害など発生時の連絡体制

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
資料集



表29 歴史文化資産の防災・防犯に関する現状と課題・方針・措置

		現状と課題	実施方針	措置	
歴史文化資産の防災・防犯	防災に関すること	① 自然災害等	A：市域には、洪水、土砂災害、津波浸水域といった自然災害の被害想定区域が示されていますが、本市と歴史文化資産の所有者との間で、想定される被害についての情報共有が不足しています。	A：自然災害の被害想定を元に、や想定される歴史文化資産への被害についての情報共有を図ります。	A：指定文化財の所在・状態等確認調査 A：所有者との防災・防犯情報共有強化
			B：地震などの自然災害により破損の恐れがある建造物などの歴史文化資産があります。	B：歴史文化遺産の耐震対策などを所有者と進めます。	B：歴史文化資産の防災・防犯強化 B：耐震対策などの促進
			C：大規模な災害が発生した際における、被災文化財の情報把握、救済手順に対する検討が不十分です。また、防災関係者との具体的な連携の手順が十分に整理されていません。	C：被災文化財の情報収集、救済手順を検討するために、防災関係者と連携したシミュレーションを行います。	C：被災文化財の救済・防災関係団体との連携強化 C：発災時シミュレーションの実施
		② 火災	A：毎年1月26日の「文化財防火おぼろぎ前後において、本市では大瀬崎のビャクシン樹林や重要文化財松城家住宅で防火訓練を実施しています。しかし、他の歴史文化遺産では防火訓練が十分でないものもあります。	A：定期的な防火訓練などを継続・拡充します。	A：防火訓練などの実施
			B：指定等文化財においては、所有者と連携して防火対策を実施してきましたが、設備の点検や更新が不十分なものもあります。	B：防火設備が不十分なものは対策を促します。	B：歴史文化資産の防災・防犯強化 B：防火施設整備促進
	防犯に関すること	防犯	A：防犯に関する所有者との情報共有が不足し、防犯対策の状況を把握できていないものもあります。	A：防犯対策状況の把握に努めます。	A：指定文化財の所在・状態等確認調査 A：所有者との防災・防犯情報共有強化
			B：盗難について不安を感じる所有者も少なくないため、所有者が行っている防犯設備の設置・更新に対して助言・指導などを行う必要があります。	B：所有者と協議をして防犯対策に取り組みます。	B：歴史文化資産の防災・防犯強化
			C：人が常駐しない場所にある歴史文化資産は、盗難やき損が懸念されます。	C：定期的な巡回の実施、強化を図り、所有者が対応しきれないものは、市への寄託を促します。	C：文化財巡回の実施強化 C：歴史文化資産の受入
			D：地域の犯罪に熟知している地元警察署との情報交換が不十分です。	D：沼津警察署と指定等文化財などについて情報共有を図り、防犯対策に取り組みます。	D：沼津警察署への情報提供
	発災時の対応に関すること	発災時	A：大規模な災害が発生した際、本市だけでは市内の歴史文化資産の情報収集や被災した文化財の救済に対応しきれない可能性があります。	A：災害発災時は、迅速な情報収集に努め、状況に応じた被災した文化財の救済に取り組みます。	A：災害発災時の被災文化財状況確認、被災文化財の救済



第8章 歴史文化資産の保存・活用の推進体制

本計画に基づく歴史文化資産の保存・活用の推進のために、文化財保護主管課だけでなく庁内関係課と横断的に連携しながら取り組みます。また、所有者・管理者、地域住民、関係団体、専門家とは役割を分担しながら事業を推進し、事業の推進にあたっては、国や県と連携・調整しながら取り組みます。

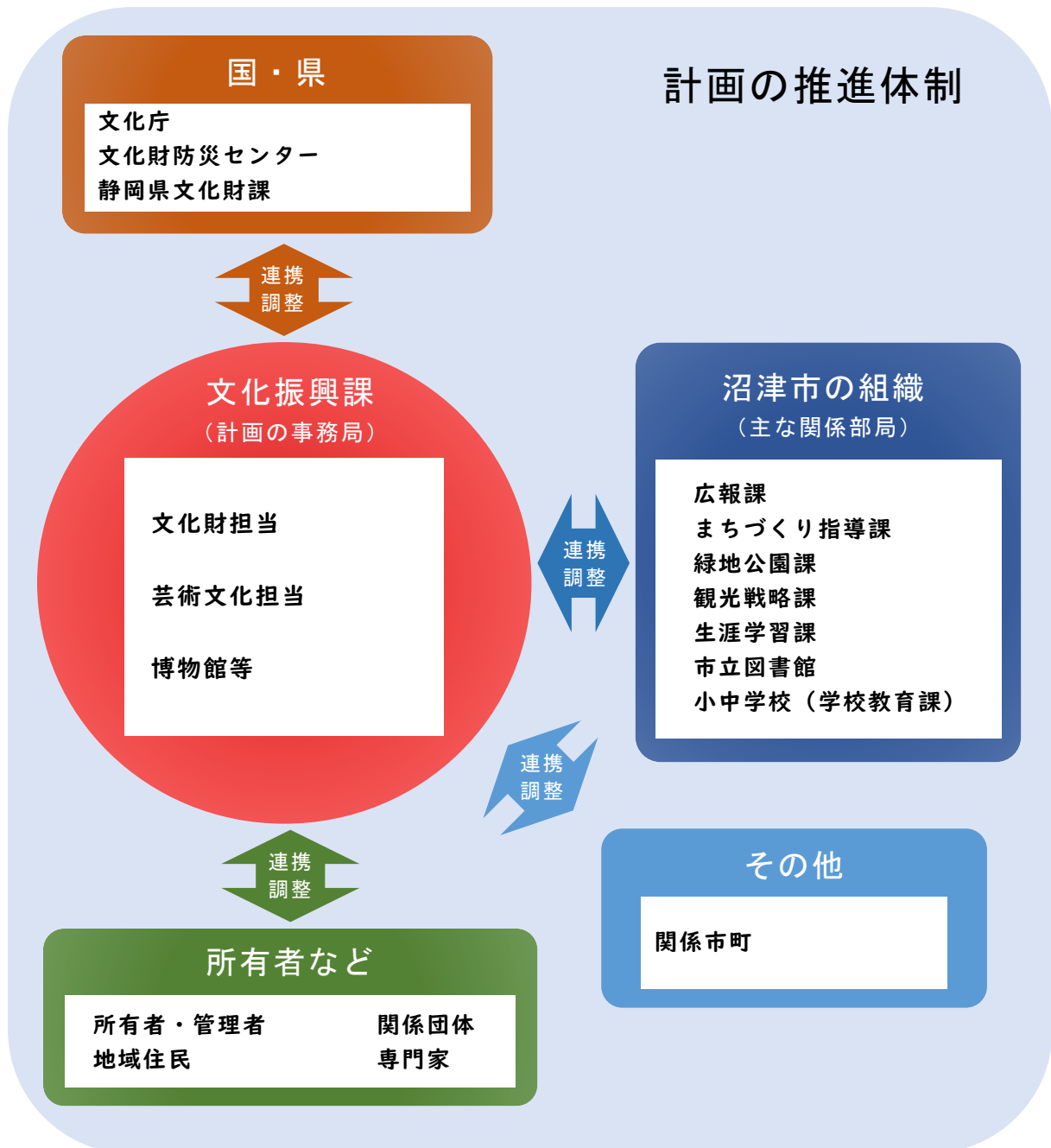


図39 体制図



表30 推進体制と連携の内容

区分		組織名		主な連携内容など※
市の組織	文化財担当	文化財企画係	文化財センター	歴史文化資産の保存・活用全般
		文化財調査係		埋蔵文化財の発掘調査、活用
	芸術文化担当	文化政策室		文化事業（芸術文化）の企画・運営
		文化施設係		若山牧水記念館などの施設管理
	博物館等施設	歴史民俗資料館		民俗と三浦・浮島周辺の郷土史
		明治史料館		近代以降の郷土史
		戸田造船郷土資料博物館		戸田の郷土史
		芹沢光治良記念館		芹沢光治良関連資料の保存・活用
	主な関係部局	広報課		ぬまづの宝100選の活用推進
		まちづくり指導課		景観計画との調整
		緑地公園課		旧沼津御用邸苑地などの保全・活用
		観光戦略課		シティプロモーション・イベント
		生涯学習課		歴史文化資産を活かした生涯学習
		市立図書館		郷土資料の収集・保存
小中学校（学校教育課）			歴史文化資産に関わる学習	
所有者など	所有者・管理者		歴史文化資産の保存・活用	
	地域住民		保存（保全）・維持管理での協力	
	関係団体		歴史文化資産を活かしたイベント開催	
	専門家		調査・研究	
沼津市以外の行政機関	文化庁		保存・活用に関わる指導・助言	
	文化財防災センター		防災に関する連携	
	静岡県文化財課		保存・活用に関わる指導・助言	
	関係市町		保存・活用の連携	

※文化振興課内は主要な業務、その他は連携内容を記載しています。

1 市の組織

(1) 文化振興課

本市の文化財保護事務は、教育委員会事務局文化振興課が所管しています。文化振興課は、文化政策室の1室、文化施設係、文化財企画係、文化財調査係の3係、歴史民俗資料館、明治史料館、戸田造船郷土資料博物館の3博物館、芹沢光治良記念館の



1 博物館類似施設があります。このうち本市の文化財保護事務は主に文化財企画係と文化財調査係が担っています。文化振興課には、課長1名と課長補佐2名がおり、このうち課長補佐1名が専門職員（考古学）です。文化財担当の職員は、18名（正規職員8名、会計年度任用職員10名）で、このうち正規の専門職員は4名（考古学4名）です。芸術文化担当の職員は、正規職員6名です。博物館等施設の職員は20名（正規職員8名、会計年度任用職員12名）で、このうち専門職員は3名（民俗・古文書1名、日本近代史2名）です。各係・施設などの歴史文化資産に関する事務事項は次のとおりです。（令和5年（2023）4月1日現在）

①文化財企画係（文化財センター）

- ・ 指定等文化財の保存・活用
- ・ 史跡などの保全・整備
- ・ 地域史活用（埋蔵文化財以外の調査）

②文化財調査係（文化財センター）

- ・ 埋蔵文化財包蔵地の保護
- ・ 埋蔵文化財の発掘調査・発掘調査報告書の刊行。
- ・ 埋蔵文化財の保存・活用

③文化政策室

- ・ 芸術文化に関わる歴史文化資産の保存・活用

④文化施設係

- ・ 若山牧水記念館の管理

⑤歴史民俗資料館

- ・ 民俗・歴史資料の収集・保存・活用
- ・ 三浦地区の漁撈用具、浮島沼周辺の農耕用具の保存・活用

⑥明治史料館

- ・ 江原素六・沼津兵学校に関連する歴史資料の収集・保存・活用

⑦戸田造船郷土資料博物館

- ・ ヘダ号建造に関わる資料の保存・活用
- ・ 戸田地区の歴史資料の収集・保存・活用

⑧芹沢光治良記念館

- ・ 芹沢光治良の遺品・作品・原稿の保存・活用

（2）庁内関係部局

本市における歴史文化資産の保存・活用に関わる関係部局と連携する内容は次のとおりです。



- ① 広報課
 - ・ ぬまづの宝100選の活用推進
 - ・ 広報紙などを利用した情報発信・周知
- ② まちづくり指導課
 - ・ 景観計画との調整
- ③ 緑地公園課
 - ・ 旧沼津御用邸苑地（沼津御用邸記念公園）の保全・活用
 - ・ 都市公園の活用
- ④ 観光戦略課
 - ・ 歴史文化資産を活かしたシティプロモーション・イベントの開催
- ⑤ 生涯学習課
 - ・ 出前講座の開催、情報発信
- ⑥ 市立図書館
 - ・ 郷土史に関わる刊行物の収集・保存
 - ・ 郷土の歴史・文化の発信
- ⑦ 小中学校（学校教育課）
 - ・ N-G I G Aのコンテンツ整備など歴史文化資産を活かした学習の提供
 - ・ 地区ごとの歴史を活かした教育

2 歴史文化資産の所有者・管理者

歴史文化資産の保存・活用には、所有者・管理者との綿密な情報連携が不可欠となっています。日頃の維持管理のほか、現状変更などについても所有者と密接に連絡を取り合いながら実施します。

【指定等文化財を多数所有する所有者の例（4件以上、50音順）】

- ・ 光長寺（国指定1件、県指定2件、市指定1件、国登録1件）
- ・ 西光寺（市指定4件）
- ・ 松蔭寺（県指定3件、市指定1件、国登録2件）
- ・ 禅長寺（市指定4件）
- ・ 霊山寺（県指定2件、市指定2件）

3 地域住民

史跡や天然記念物の保全や維持管理にあたり、地域住民と協力しながら取り組んでいきます。

【地域住民の例（50音順）】

- ・ 大瀬崎ビヤクシン樹林保存会
- ・ 自治会（単位自治会・連合自治会）



- ・ 帯笑園保存会（ふじのくに文化財保存・活用推進団体認定団体）
- ・ 高尾山古墳を守る会
- ・ 長塚古墳の会
- ・ 長浜城北条水軍クラブ
- ・ 根古屋田園クラブ
- ・ 戸田の漁師踊り・漁師唄保存会

4 関係団体など

（1）関係団体

地元の団体と連携を取りながら歴史文化資産の保存・活用に取り組みます。

【関係団体の例（50音順）】

- ・ 浮島まちづくり推進委員会
- ・ NPO法人沼津観光協会
- ・ ぬまづ観光ボランティアガイド
- ・ 沼津市商工会
- ・ 沼津商工会議所
- ・ 原・浮島地区観光活性化プロジェクトチーム
- ・ 戸田観光協会

（2）研究団体

本市の歴史文化について研究している地元の研究団体とも連携を取りながら歴史文化資産の保存・活用に取り組みます。

【研究団体の例（50音順）】

- ・ 伊豆石文化探究会
- ・ 沼津郷土史研究談話会（沼津史談会）
- ・ 原ルネッサンスの会
- ・ 戸田史談会

5 専門家

本市の歴史文化資産は大学や専門機関などの学識者によって調査研究が行われてきています。専門家と連携をとりながら、歴史文化資産の保存・活用に取り組みます。

【専門家の例（50音順）】

- ・ 佐野美術館の学芸員
- ・ 建築士
- ・ 樹木医



- ・ 大学などの教員
- ・ 博物館等の学芸員

6 沼津市以外の行政機関

本市の歴史文化資産の保存・活用のため、文化庁や県の指導・助言を得ながら、関係市町と連携して取り組みます。また、自然公園法等歴史文化資産に関係する諸法令を所管する機関にも、指導・助言を得ながら進めます。

(1) 国の機関

国指定等文化財の保存・活用に関し、文化庁の指導・助言を得ながら進めます。歴史文化資産の防災にあたっては、国立文化財機構文化財防災センターの協力を得て進めていきます。また、自然公園法等文化財保護法以外にも歴史文化資産の保存・活用に大きく関係する法令があるため、環境省などの指導・助言を得ながら進めます。

(2) 静岡県の機関

国・県指定の歴史文化資産の保存・活用に関し、静岡県文化財担当部署の指導・助言を得ながら進めていきます。また、自然公園法等の法令が大きく関係する歴史文化資産の保存・活用に関しては、所管する機関の指導・助言を得ながら進めていきます。

(3) 関係市町

周辺の市町とはこれまでも連携して歴史文化資産の保存・活用に取り組んできました。富士市とは愛鷹山麓あしたかさんろくの古墳群など関連する歴史文化資産が多いため、連携を強化して取り組みます。

表31 関係市町と関連する歴史文化資産の例（50音順）

市町名	共有または関連する歴史文化資産	連携事業の実施事例
小田原市	小田原北条氏関連の城跡	
長泉町	鮎壺の滝	
富士市	愛鷹山の古墳、浮島沼周辺の農耕生産用具、東海道	富士・沼津・三島三市博物館共同企画展 愛鷹山の古墳文化に関わる展示・講演会
三島市	東海道	富士・沼津・三島三市博物館共同企画展



7 歴史文化資産関係の会議など

(1) 文化財保護審議会

本市では教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査・審議し、これらに関する専門的及び技術的事項に関し、必要と認める事項を教育委員会に建議する機関として「沼津市文化財保護審議会」があります。また、市指定文化財の指定候補と成り得る歴史文化資産の調査などを行っています。令和5（2023）年11月1日現在、建築、美術、民俗、考古、動物、史学、植物の専門家に、行政（都市計画部局）の代表者を加えた8名により構成されています。